

平成 2 2 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会
議事日程 (第 2 号)

平成 2 2 年 1 2 月 6 日

日程第 1 一般質問

平成 2 2 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 2 年 1 2 月 3 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 2 年 1 2 月 3 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日	午前 1 0 時 3 1 分

第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 2 年 1 2 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 2 年 1 2 月 6 日	午後 4 時 2 0 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会 議 録 署 名 議 員	1 0 番 笹 沢 武
	1 1 番 市 村 千 恵 子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 係 長	内 堀 岳 夫
総 務 課 長	荻 原 眞 一	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	重 田 勝 彦		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回定例会会議録

平成 22 年 12 月 6 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (柳澤 治君) あらためまして、おはようございます。

これより、議案調査中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側では、古越敏男会計管理者、所用の為、欠席する旨の届出がありました。

代理で、内堀岳夫会計係長が出席いたします。

他は、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長 (柳澤 治君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

頁	通告番号	氏 名	件 名
46	1	古 越 日 里	町長の町政 4 年間の評価は
			町内の消防力は万全か
64	2	池 田 健一郎	町民の森、早期利用計画の立案をどう考えているのか
			青色防犯灯による防犯効果は
75	3	東 口 重 信	御代田町型事業仕分け (仮称) について
			子宮頸がん、乳がん検診と予防接種について
86	4	古 越 弘	高齢者や身障者に配慮した窓口に
			茂木町長の政治理念と 4 年間の首長経験とのギャップは
103	5	茂 木 勲	国が伝達する緊急情報について
108	6	小井土 哲 雄	2 月の町長選挙出馬について

			町庁舎の耐震検査結果と今後の対応について
--	--	--	----------------------

順次発言を許可いたします。

通告1番、古越日里議員の質問を許可いたします。

古越日里議員。

(7番 古越日里君 登壇)

○7番(古越日里君) おはようございます。

通告番号1番、議席番号7番の古越日里です。

猛暑の夏も過ぎ、短い秋を感じる間もなく浅間山に雪が降り、冬の訪れが近づいてきました。温度差の激しい季節になりましたので、風邪など引かないように、お互い健康管理には気をつけたいものです。

まず「町長の町政4年間の評価は」について、質問いたします。

茂木町長は、12月3日の町議会12月定例会の招集あいさつの中で、「安定した町政の実現に更なる挑戦をしなくてはならない」と述べ、来年の2月20日執行の次期町長選挙に再選を目指して立候補することを表明しました。

赤旗読者ニュースのかわら版、12月5日号によると、これより以前の11月28日に、「栄町公民館で茂木町長を励ます集いが開催され、その中で出馬表明があり、3年半の実績と2期目に向けた政策、公約が語られた」とありました。次期町長選挙への立候補する気持ちは伝わりましたが、今任期は、もうすぐ4年間の過ぎようとしています。

この間、町長は、事あるごとに「町民益になる町政」と言ってきました。前町長からの引き継ぎ事業が多くあり、それが実行される回り合わせになった4年間であったと感じる一面もあります。

例えば、御代田町第4次長期振興計画や自律協働のまちづくり推進計画による継続事業やそれに基づく事業があります。これらをあわせると、この4年間はいろいろな担当課の課長職員が努力され、多くの事業が実行されました。

特に、21年度、22年度には、公共投資臨時交付金、緊急経済対策交付金、まちづくり交付金、きめ細やかな臨時交付金、中学校建て替え事業補助金、交付金などの予算にも恵まれて事業が集中しました。

招集あいさつの中では、1、同和事業の全面的な廃止、2、各方面との友好な関係づくり、3、まちづくり交付金事業、4、ごみ処理の問題などを挙げていましたが、茂木町長自身の企画提案による事業はどのようなものでしたか。前町長からの課題は何が残されていたのか。また、4年間で町長自身の実行した事業について、招集あいさつの中では触れられていましたが、より詳しい説明を求めて質問いたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 古越議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、この4年間、私が取り組んできた、前町政からの解決しなければならない課題ということについて、議会招集のあいさつでも申し上げましたが、簡潔に申し上げさせていたいただきたいと思います。

この4年間につきましては、特に前町政のもとで行き詰まっていた課題、それから混乱していた課題、解決が迫られていた課題、こうした問題が幾つかありました。この大きな問題に、この間果敢に挑戦した、私にとっては激動の4年間だというふうに思っております。

そして、この4年間の中で学んだことは、町政が安定しなければ、町の振興や発展の施策は実行できないし、混乱することこそ最も大きな発展の壁だということを感じてまいりました。

したがって、この町発展の障害物を1つひとつ取り除いて、新たな町の基礎づくりに貢献するというのが、私のこの4年間に課せられた仕事だということに自覚しております。

町の将来にとって、解決が迫られていた課題は、大きく4つありました。

1つは、町発展の最大の障害物であり、行政に深く食い込んで町政と町民生活を混乱させていた同和事業の全面的な廃止と、更に将来に向けて、決して復活を許さないという課題でありました。

この同和事業の廃止は、町民の皆さまはもちろんのこと、町の内外から大きく歓迎をされました。この問題の到達点としては、将来に向けて復活する危険性はないのかと言えば、安心できるような状況にまでは至っておりません。それは、この不安な動きは、長野県政の中にも、また、御代田町の中にもあります。

長野県では、いったん、同和団体の補助金を廃止をしましたが、部落解放同盟などからの復活の声が強まり、今年2月に県が基本方針を定めまして、この中で同和問題の課題解決に向けた施策の推進ということが打ち出されまして、県における同和事業の復活という可能性が色濃くなってまいりました。

私に課せられた使命は、この県政の同和事業復活に向けた大変危険な動きの強まりの中で、御代田町における同和事業の復活の芽を完全に取り除くことであると考えております。

2つ目の課題は、近隣の市町村、企業、国や県などとの友好的関係づくりという課題でした。とりわけ、対立的な関係にまで悪化をしておりました佐久市との友好的関係づくりに力を傾注しました。

佐久市との関係は、三浦前市長のときから粘り強く努力を積み重ねてきました。その結果、佐久市と御代田町がそれぞれ別々にバスを運行していた西屋敷から御代田の駅を通過して岩村田、また佐久総合病院までの路線バスにつきましましては、この関係を改善することによりまして、佐久市との共同運行が実施ができました。佐久市のご理解をいただいて、町の経費の節減ができました。こうした成果も上げることができました。

国との関係では、厚生労働省への町職員の派遣を今年から始めまして、お年寄りや地域の方々が集う施設の建設が、塩野区と一里塚区で厚生労働省の補助金6,000万円を得て始まります。

私が粘り強くつくり上げてまいりました、こうした厚生労働省、あるいは佐久市、また、近隣の自治体などとの友好的関係については、更に強めていく必要があると考えております。

3つ目の課題は、前町政のもとでとまっておりましたまちづくり交付金事業を私の決断でスタートをさせて、将来に向けて、安心して安全に生活できる道路や水路などの大規模な改修を行い、また、中学校の新校舎の建設を計画どおり実施するという課題でありました。

これについては、既にだんだん事業が始まっておりまして、本格的には、来年度に本格的な事業となってまいります。

4つ目が、これまで御代田町の歴史の中で安定的な処理ができずに、常に不安定な状況にあったごみ処理の課題であります。

私はこの4年間、町のごみが将来に向けて安定的に処理ができて、なおかつ町の財政的にも負担が軽い佐久地域全体でのごみ焼却施設の建設に向けて、さまざまな困難を乗り越えて一步一步慎重に進めてきましたが、その結果、ようやく佐久市による新施設建設の方向性が出されました。

御代田町は、いち早く佐久地域で1つの焼却場の建設が望ましいという方針を決めて推進をしておりますけれども、この課題については、まさに私の町長としての政治生命をかけた大事業であり、必ず成し遂げなければならないと考えております。

以上、前町政のもとでの課題の解決に向けて進めてきた内容については、大きくは4点を挙げさせていただきます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） やはり、町長のそういう思いというか、職員がそれを受けて動く、そういうチームワークが行政を、多くの事業ができてきた原因かと思いますが、国会では、2010年度の補正予算が成立しました。地域活性化交付金3,500億円は、地方の取り組みを支援する交付金として期待されます。

リーマンショック以来、世界的な不況の中で、御代田町内も大きな影響を受け、元気がありません。町の経済の活性化と町民の生活を支える事業を行い、明るい元気なまちづくりを進めたいものです。

冒頭に言ったように、次期町長選挙への立候補の気持ちは伝わりましたが、それにつながる基礎となる4年間の町政を総括してみることも重要です。多くの議員の一般質問を受けて行った事業も幾つかあります。

例えば、子ども医療費の中学校3年までの無料化、子育て応援金の支給、妊産婦健診の補助、町民広場芝生化工事、プレミアム商品券補助事業などは、一般質問とあわせて行われ、成果を上げていると思います。

町長は、議会議員では与党2人、野党12名の勢力の中で、町民益を掲げることによって、この間、議会に提案した予算案、決算については、賛成多数の可決を含め、全議案が承認されました。このことによって、それぞれの事業が順調に実施できた1つの大きな原因であると私は感じています。

町長自身としては、こういう議会との関係を含めた町政4年間でどのように評価するのかを質問します。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えをさせていただきます。

この4年間、私どもとして、いろいろな事業に取り組んでまいりましたが、それは当然、町民の皆さまのご支援があり、また、議会の皆さまのご理解があって進めてこられたと、このように思っております。

そこで、この4年間、どんな事業に取り組んできたのかということにつきまして、それぞれの課ごとに事業の内容をまとめてみましたので、紹介させていただきます。

まず、保健福祉課の関係では、先ほど紹介がありました子どもの医療費、乳幼児医療費の給付金、これは私が就任したときには、小学校入学前までという県下で最低の水準でありましたけれども、この制度は、22年には「子ども医療費」と名前を改めまして、小学校6年生までの所得制限を撤廃して、小学校6年生まではすべて給付、そして中学校3年生までに拡充をしました。

共同作業所の中の事業としましては、憩いの家を設置をいたしました。これは、家庭に引きこもりがちな在宅の障害者の日中の居場所を提供するというので、憩いの家を設置、開設をいたしました。

健康推進の関係では、ウォーキングポールの購入補助金、2,000円の補助を始めました。

5歳児健診も始めました。5歳児健診、また、相談会ということで、小学校に入学する前の子どものよいところを発見して、これを伸ばしていこうという趣旨で5歳児健診を始めました。これについては、保護者の方には大変好評をいただいております。

それから特定健診の開設に伴いまして、個別面談、完全予約制の保健指導を取り入れました。これによって、他に見られない、他の自治体に見られない高い特定健診の受診率を誇っております。

更に栄養指導の充実ということで、当町で初めて管理栄養士の正規職員を採用しまして、わかりやすい指導を始めております。

介護、高齢の関係では、介護保険料を年間平均で1,920円引き下げを行いました。介護慰労金につきましては、年額6万円のを9万円ということで、3万円の増額を行いました。生活介護支援サポーター養成事業を立ち上げまして、地域の高齢者の生活を住民が主体となって支えていくためのシステムの構築を図りました。

厚生労働省からの補助金を受けた高齢者や地域の方々が集う施設の建設につきましては、今年度から始めまして、塩野と一里塚区に6,000万円の補助金を獲得して、事業に着手をいたしました。

更に地域包括支援センターの専門職員の充実、それから75歳以上の後期高齢者への人間ドックの補助については廃止せず、継続をしております。

町民課の関係で申し上げますと、一時保育の実施ということで、保護者が急病や短時間勤務など、緊急に子どもの保育が必要となったときに、保育所において一時保育を実施をいたしました。保育料の据え置きも実施しました。

平成20年度の保育料の改正につきましては、運営費については増加しているという傾向がありましたが、保育料につきましては平成17年度の額で据え置いております。

子育て応援金を支給いたしました。3歳に到達した年に2万円を支給して、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものであります。

児童福祉施設の環境整備も進めてまいりました。保育園や児童館に空気清浄機を導入し、また、保育園に必要なエアコンの設置を行いました。また、トイレの整備、外通路のクッションマットの敷設による安全の確保を図りました。

新エネルギー導入奨励金につきましては、太陽光発電など国の補助金を受ける場合に、町の補助金が2分の1になってしまうということでありましたけども、町としては、町の補助金を全額補助受けられるように改善をいたしました。

ごみ処理の関係では、井戸沢最終処分場での破砕機を導入いたしました。これは、井戸沢最終処分場の延命化対策として、不燃物を破砕機を導入して細かくすることによって延命を図ろうとするものであります。

また、20年にわたって放置をされておりました豊昇区の湯川沿いの産業廃棄物の撤去につきましては、区のご協力をいただきまして、撤去を開始することができました。

教育委員会の関係では、中学校建設、特に中学校建設の計画的推進を進めてきました。経済情勢が厳しい中での建設資材等の高騰という状態、状況がありまして、その後、事業仕分けというようなことによりまして、計画どおりの事業執行が危ぶまれるという状況にありましたけれども、こうした問題、課題解決を進めまして、来年4月の開校に向けて、順調に事業を進めております。

A E Dにつきましては、エコールみよた、小中学校、体育施設など、7台を設置をしました。

更に高等学校の就学援助事業ということで、高校生の経済的に生活が困窮している世帯に、年間3万円の支給も開始をしました。

杉の子幼稚園の新しい園舎の建て替えにつきましては、町が3,000万円の補助を行いまして、事業が始まっております。

また、スポーツ少年団への補助金につきましても、増額をいたしました。

南北小学校の関係で言いますと、校舎の耐震診断と耐震の工事を実施しました。また、フリー会話ホンシステムも導入いたしました。

南北小学校と中学校の関係では、太陽光発電システムを導入をいたしました。また、電子黒板についても導入をいたしました。

体育施設の関係で言いますと、ヘルスパイオニアセンターと町営グラウンドの外のトイレを設置をいたしました。

町民広場につきましては、天然の芝生を全面芝生化いたしまして、これは大変好評をいただいております。また、防球フェンスについても設置をいたしました。あわせて町営グラウンドの防球フェンスも設置をいたしました。

町営のテニスコートの改修を行いました。この人工のクレイコートに変えて、やわらかいコートとして改善をしましたがけれども、このクレイコートにつきましては、公共施設では日本に1つの施設だとお聞きをしております。

また、B & G海洋センターの駐車場の不足という問題があり、北駐車場の整備を行いました。

建設課の関係では、まちづくり交付金事業を21年度から始めて、財政的に有利な事業展開を図ってまいりました。22年度までの2年間で、主要幹線道路の改良工事を、約10億円の事業費となっております。しなの鉄道駅上部にかかる栄橋のかけ替え設計、通称桜並木通りの改良工事等、長年の懸案事項解消に着手をいたしました。

また、まちづくり交付金事業による急激な事業量増大に対処するために、ベテランの技術専門職員を臨時あるいは嘱託職員として採用するなど、執行体制の強化も図ってまいりました。

住宅関係では、国・県の補助を受け、昭和55年以前に建築された住宅の耐震診

断を行う制度を確立をいたしまして、安心、安全な住生活実現に努めてまいりました。

上水道関係では、主要配水池への緊急遮断弁の設置、中央監視システムの構築と危機管理体制の充実に取り組んでまいりました。

下水道事業では、平成2年度より着手をしました環境工事を21年度をもってひとまず完了とすることができました。その結果、公共下水道の普及率は87.2%、水洗化率は82.2%ということで、農業集落排水などを含めた町全体の汚水処理人口普及率は95.4%と、県内でも上位の水準に到達することができました。

公共事業にかかわる環境の改善では、町単独事業における諸経費積算について、前町政のもとでの圧縮経費を見直し、簡易な維持工事を除いてすべて部係どおりの正規な諸経費体系を採用いたしました。

入札関係では、不当なダンピングによる不適正な受注を防止するため、最低制限価格を採用し、不当な競争入札への整備を行いました。また、指名選定におきましては、可能な限り町内業者に限定するとともに中小業者への受注の機会を拡大をいたしました。

農政の関係では、平成19年の台風、降ひょう、ひょう災害に対する融資の利子補給金を実施をいたしました。JAと町が2分の1ずつ利子補給を行いました。

平成21年度には、農産物価格が異常な低迷となりまして、農家経営支援のための資金融資の利子の補給を行いました。これはJAと町が2分の1ずつ利子補給をして、経済的支援をするという内容でありました。21年度からは、野菜価格安定事業に対する生産者の負担金に町が補助を実施をいたしました。

耕作放棄地解消事業としましては、農業振興地域内の農用地区域で自己所有の耕作放棄地を耕作可能な状況まで復旧するために要した認定経費に対して2分の1以内補助をするという事業も行いました。

また、町が重視して取り組んできたのは、ソバの生産の拡大であります。これは、耕作放棄地の解消と、特にレタスの根ぐされ病対策にソバが有効だということで、また、日穀製粉への玄ソバの供給ということもあわせまして、玄ソバの出荷、1キロあたり200円を補助するという事業も始め、また、21年度にはコンバインを導入をいたしまして、これは好評をいただいております。

耕地、林部の関係では、森林整備事業を行いました。これは、森林の整備と野生

有害鳥獣対策ということで、1,000メートル林道の上部、幅30メートルにわたって約3キロの緩衝帯を設けることによって、この事業を行いました。

これは、東信森林管理署から100%の補助で実施をいたしました。

土地改良事業としましては、昭和25年の豪雨によって、塩野区を中心に死者3名というような大規模な土石流災害が発生したということで、塩野でのいわゆる空掘について、大規模な用水路の整備を現在進めております。

それから御代田町の観光施設である真楽寺を中心とした森林公園整備事業も着手をいたしまして、平成23年度完成を目指して進めております。

土地改良事業につきましては、農業用水関連工事が48件、農道関連工事が28件、林道関連工事1件ということで、維持修繕工事を計画的に進めてまいりました。

雪窓湖の改修についても実施をいたしました。平成19年に雪窓湖周辺の環境整備事業に着手をいたしまして、22年度までの4年計画で完成を目指して進めております。

商工観光の関係では、緊急雇用創出事業ということで、雇用対策の一環として町内企業の雇用推進として、新規採用者に対して30万円の補助制度を設けました。

経営健全化支援資金利子補給事業としまして、商工業者の資金繰り入れを円滑に行うために、運転資金を対象に借入額1,000万円を限度として1%の利子補給を3年にわたって実施をしております。現在、景気動向が不透明なため、1年間延長して実施をしているところであります。

プレミアム商品券につきましては、2回にわたりまして、総額1億2,000万円のプレミアム商品券を発行し、地域経済に貢献をいたしました。

総務課の関係では、防災計画策定業務につきましては、全面的な見直しを実施しました。平成20年度には、町内全域の防犯灯の付け替え工事として、町内981灯、すべてを2倍の明るさの防犯灯に付け替えを行いました。また、台風災害による停電という事態もあり、大型の庁舎、庁舎の大型の発電機を設置をして、災害対策を強めました。また、庁舎の会議室に必要なエアコンを整備をいたしました。

平成22年度は、本庁舎の耐震診断委託業務を行いました。また、緊急告知システム実施に向けた計画を進めてまいりました。

企画財政課の関係では、タクシー利用助成事業ということで、75歳以上の方のタクシー利用に対して町が900円の補助を行い、1,500円分まで利用できる

ということで、これは年間30枚を発行するというので、これは大きく好評をいただいております。

それから、しなの鉄道増便事業を実施しまして、しなの鉄道14便を増やすことができました。

御代田駅のホームかさ上げ工事を行いました。これは、列車と駅のホームの段差が大きく開いているということで、この段差を解消するための工事を行いました。

路線バスの関係では、小諸市との小諸すみれ号の延伸運行、更に、先ほど紹介した佐久市との路線バスについても、浅間総合病院までバスが運行できることとなりました。

また、駅北側駐車場につきましては、それまで30分間無料ということでしたが、これを1時間の無料に拡大をいたしました。

消防課の関係では、この間、消防団協力事業所表示証交付ということで、7事業所に交付をいたしました。

消防団の関係では、積載車がもう二十数年たって老朽化しているということで、計画的に積載車の更新を進め、各分団、7台の既に積載車が新しいものに導入されております。また、この間、分団の消防ポンプの更新、また、発電機の導入なども各分団で進めてまいりました。更に、消火栓の設置、7分団の詰所新設の補助など、実施をしてまいりました。

以上、この4年間で各課ごとにどんな事業をやったのかということで、概略説明をさせていただきました。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） そうやって挙げてもらおうと、すごい幅広く、全部の課が町長の方針を理解して、課長を中心に職員が頑張っていて数多くの町民が助かる、ためになる事業が行われてきたことがわかりました。

御代田町は、町民が住んでよかったというような町長の言っている屋根のない病院、そのようない環境の中で、ますます町民が住んでよかったと評価していただくことが、町行政の目標とすべきだと思います。

いま、国会で論じられている環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPP交渉についても、参加した場合には町の基幹産業である農業が壊滅的状況になることが予想されます。町長は、こういう国の問題、県の問題、町の問題も含めた中で、問

題を慎重に考えて行政を進めていかなければいいかと思います。

みんな、御代田町に2万人構想があるわけですが、いまの人口増加、1年に約160人という中では、2万人構想は夢に近い部分ですが、住んでよかったというような評価が広がれば、またこれに向けて弾みがつくと思います。

職員を初め、また町長が、町民の皆さんに住んでよかったと思われるような事業が町長の4年間の評価かと思いますが、いずれにしても、議員、議会も、こういう町民の住みやすさを求めていることは共通ですので、あうところはあう、是々非々でまた進めていきたいと思います。

これで、町長の評価については終わります。

さて、次に「町内の消防力は万全か」について、質問いたします。

佐久広域消防の御代田消防署は、平成20年4月1日より町の組織改革により消防課が明確にされたことから、以前は総務課長経由の決裁でしたが、消防課長が決裁できるようになりました。また、町課長会議、町議会にも出席して、町行政との連携も迅速にできるようになったと思います。

平成21年度の予算は約2億6,000万円、22年度予算は約2億7,000万円で、防災や救急、町消防団、消防水利、消防施設などに関することを担当しています。

12月4日付の信毎31面によると、2009年の救急車の搬送時間、通報を受けてから患者を医療機関まで収容するまでの時間を搬送時間と言いますが、その時間が長野県では前年より12秒悪化して、34分12秒となった記事がありました。御代田町はどうでしょうか。

また、御代田消防署の装備はどのようなものがどれくらいあるのか。それはどの程度の災害に対応できることを想定しているのかを重田消防課長に質問します。

○議長（柳澤 治君） 重田消防課長。

（消防課長 重田勝彦君 登壇）

○消防課長（重田勝彦君） お答えします。御代田消防署の装備の状況等について、ご説明いたします。

御代田消防署員ですが、全員で21名、1当直6名で24時間勤務で3部制で対応しています。

災害時には、災害の規模等により随時非番、公休者を招集し対応し、災害の警報

等が発令された場合には、自宅待機または状況により災害発生前にでも全員招集をして対応しております。

車両につきましては、水槽ポンプ自動車2台、高規格救急車2台、指令車1台、広報車1台で、合計6台でございます。

水槽付消防ポンプ自動車2台ですが、1,500リットルの水を積載した大型車と600リットル積載した普通車とがあります。これらの車両に装備、積載されている主なものは、消防用のホース、大型救助資機材一式、高圧ポンプ、空気呼吸器7台、エンジンカッター、3連ばしご、油火災に対するための薬液、発泡ノズル等が積載されています。

消防ホースにあつては約130本、薬液にあつては260リットルを保有しております。

救急車2台は高規格救急車で、AEDを初め傷病者の観察用器具、心電図、応急手当用品、酸素、担架等が積載されています。

現在、御代田消防署では、救命士が9名おまして、そのうち医師の支持のもと心肺停止状態の消防車に気管挿管ができる救命士3名、それから薬剤投与ができる救命士1名がおります。

指令車、広報車については、火災予防の広報、立ち入り検査、災害時の資機材搬送等に活用しております。

そのほかにチェーンソー、救助資機材、こちらのほうはロープ、カラビナ等がございます。それから水防資材の土のう1万袋備蓄、それから土のうについては、消防署に100袋備蓄しております。土については、役場駐車場北側に備蓄しております。

それから危険物の油漏れ吸着マット、これについては300枚の備蓄があります。

それから、すべての車両に無線機は積載されております。

それから、どの程度の災害を想定しているかのご質問でございますが、災害時の御代田消防署の出動体制でご説明したいと思います。

119番通報で出動要請されるものは、現有の資機材により大小の災害にかかわらず、どんな災害にも対応しています。

119番入電時、現場到着時に状況の判断により署員の招集、高層建物火災においては、佐久消防署の常駐はしご車35m級のを出動を要請しております。林野火

災、水利状況の悪い火災においては、軽井沢消防署、佐久消防署、川西消防署に小型動力消防ポンプ付水槽車、これは1万リットルのお水を積載しています。この出動を要請しております。

危険物の油火災については、佐久消防署、科学者に出動要請しています。

救助については、小諸消防署、佐久消防署の救助工作車の出動を要請しております。

大規模の林野火災、ヘリを必要とする救助については、長野県防災ヘリの出動を要請し、対応をしています。

傷病者の多数の救急事案に対しましては、佐久広域管内、伊那消防署の救急車により対応することになっており、重篤傷病者については、佐久総合病院配置の信州ドクターヘリにより対応しております。

最近の事例では、今年2日、サンラインで発生した大型トラックが電柱に衝突した交通事故では、負傷者の救助が時間を要すことから、小諸消防署の救助工作車、信州ドクターヘリの要請をして対応しています。

更に大規模火災については、長野県の消防応援協定、緊急援助隊により対応することになっております。

風水害については、平成19年9月の台風9号程度まで対応できると考えております。過去の大規模な風水害にも対応してまいりました。

また、地震については、御代田町地域防災計画の中の被害想定に基づき、震度5弱以上を想定しています。佐久広域では、阪神・淡路大震災、新潟県の中越地震等にも救助隊のほうを派遣、救助活動を行っております。

しかし、過去の災害事例を見ますと、風倒木、がけ崩れにより道路が寸断され、消防車、救急車の現場到着が遅れたり、最悪、到着できない場合もあります。

また、地震においては、同時に数カ所での火災、救急救助要請が発生した場合、対応が困難なことが想定されます。この場合には、住民の皆さんのご協力が必要になってきますので、町防災訓練を通じて、消火訓練、救急講習会により応急手当等を身につけていただき、協力をいただいているところでございます。

今後も、更に各訓練を積み重ね、災害時には現有資機材を有効に活用しまして、消防団、消防署ともに最善を尽くして対応していきたいと思っています。

先ほどの救急の時間でございますけれども、三十何分、これは私どものほうでは

正式にいまちょっと私の手元にありませんけれども、31分程度だと認識しております。

それであと、御代田消防署の火災、救急出動の状況ですが、平成21年の火災件数は10件、建物火災3件、車両火災1件、その他6件、損害額は1,022万9,000円でした。22年10月末では4件。内訳は、建物4件、その他火災2件、損害額は27万5,000円となっております。しかし、11月28日早朝、建物火災が1件ありましたので5件となりまして、昨年同期に比べ5件減となっております。

救急件数については、平成21年、461件。内訳は、交通事故65件、一般負傷67件、急病277件、その他52件となっております。22年10月末現在では455件と、昨年同期に比べまして80件程度増となっております。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） いまの説明の中で、御代田町消防署、十分な装備があつて、平成19年度の台風、復興に約3億円の費用を要した最大の台風でしたが、それと震度5以上を想定しているということで、ほとんどの災害には対応できる装備が備わっているというようなことがよくわかりました。

救急車も、県の平均よりも14分ぐらい早いということで、救急には1分1秒でも早い措置が必要だというような学習をしたことがあります。大変いいことだと思います。

御代田町消防団は、本部から13分団までおおむね各区ごとの単位にして組織されています。町全体で団員数300名、可搬動力ポンプ13台、防火水槽94基、先ほど説明がありましたが、消火栓546カ所を装備しています。

平成21年度には第4分団、22年度には第3分団と第11分団、第13分団で装備が更新された様子ですが、何を更新したのか。また、町内各分団の装備の充実と古いものの更新は進んでいるのか。更新するときは、何を基準に行っているのかを質問します。

○議長（柳澤 治君） 重田消防課長。

○消防課長（重田勝彦君） お答えします。

消防団員は、先ほど議員さん申されました定員数300人のところ、女性消防団

員7名を含めて299人、ほぼ定員を満たしております。分団数ですが、先ほど議員さんおっしゃいました全部で13分団で構成されております。

各分団には、小型動力消防ポンプ1台、それから小型動力消防ポンプ積載1台が配備されています。第7分団に荒町区にあつては、多機能型消防車が日本消防協会より平成20年寄贈され、手動式の油圧カッター、エンジンカッター、チェーンソー、AED、担架、牽引ロープ、ストライカー、これはコンクリートを破壊する器具、それから発電機が装備されています。

また、平成20年度においては、第7分団を除く全分団に発電機、灯光機が配備されています。

このほか、各分団には携帯無線機、林野火災用のジェットシューター、水防用の土のう袋が配備されています。

小型動力消防ポンプ積載については、購入後25年前後経過したものについて、平成19年度より長期振興計画に基づきまして更新を図りまして、今年度は先延ばし2台、第3分団三ツ谷区、第1分団広戸、向原区の更新をしております。それから23年には2台、24年には1台を更新しますと、全分団の更新は完了します。

このほかには、小型動力消防ポンプ1台、第13分団面替区を更新しまして、消防力の充実に努めております。

それから、小型動力消防ポンプについては、現在、古いものでは12年を経過していますが、長期振興計画上に使用状況等を見ながら、平成25年以降更新を予定しております。

そのほか、消防ホース等にありますは、使用状況を見ながら随時更新してまいります。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） 町の団員、定員300名のところ、女性7名を含む299名ということで、ほぼ、定員を1名足りませんが、達しているということではいいことだと思います。

火災や台風などの災害時には、団員は自宅のことや家族を二の次にして、迅速に現場に駆け付けて活躍しています。消防署の初期出動の速さは、災害を最小限にするために必要です。団員の現場到着の早さも重要です。

しかし、速さよりも何より一番大事なことは、1人のけが人も出さず、災害に対

応して解決する、安全を最優先させることが必要です。そのためには、団員一人ひとりが現場を想定した体の動きや訓練を、また、頭の中で行動を組織立てて考え、理解している事柄を事前に講習して体得しておくことが必要であります。

また、半鐘やラッパの合図の意味も、当然、承知していなければいけません。町消防団員の訓練と講習会は十分なのか、どんなことを行っているのかを質問いたします。

○議長（柳澤 治君） 重田消防課長。

○消防課長（重田勝彦君） お答えします。

消防団員の訓練については、団員の厳正な規律と技術の習得、そして消防諸般の要求に適応させるうえでの基礎づくりのため、規律訓練を初め消防の原点でもある双方の技術の習得を目的とする消防ポンプ操法の訓練、そのほかに防災訓練、水防訓練、体力向上訓練、ラッパ吹奏訓練がございます。

講習会については、新入団員の研修会、新入団員に対して団員の心構え、責務、仕組み等の研修を行っております。

それから班長以上の幹部研修会、こちらについては消防学校の教官等、有識、経験者等から講義を受けております。それから消防ポンプ操法の講習、機械の講習会ですが、これは小型動力消防ポンプの取り扱いの方法ほか、分団との連携、中継、送水等の講習、それから救急法の講習会、そのほか消防学校に入校して、消防団員の指導員コース、ラッパ科、幹部科にて講習を受けております。

団員の基本的訓練、講習は消防署で指導していますが、それ以後については、分団長のもと、団員の技術の向上に努めていただいております。また各分団では、毎月1回の広報と器具点検及び各種訓練を実施しております。また今後、機械講習会、水防訓練及び講習の充実を図っていきたいと思います。

先ほどご質問にありました半鐘等については、火災予防週間前について、幹部会議の中で指導しております。

平成21年度については、火災、捜索、各種出動、各種訓練、諸行事等に積極的に参加しまして、延べ2,640人の消防団員が出動がありました。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） 訓練の中で、ポンプ操法大会は、私たちが消防団員のころは形だ

けでしたが、このごろは実際に水を出して行うので、いい訓練になると思います。

また、全体のレベルを一層に上げるように一段の努力をしてほしいと思います。

これから寒くなり、暖房や火を扱う季節となり、火災の危険が増えます。また、活火山の浅間山を有する御代田町としては、火山の噴火、林野火災の予防などにも力を入れなければなりません。

毎年、全国で9月1日防災の日を中心に防災訓練を行ったとニュースがあります。御代田町でも21年度は、西軽井沢地区で町火災防御訓練が行われ、また、22年度には、8月28日に小沼地区のやまゆり公園で町総合防災訓練が行われました。

そのほかには、毎月15日を町消防の日と定め、分団別に火災予防広報をしている様子です。

女性消防団員も7名在籍しているということですが、もっと増やしていければ、女性の目線で防火ができればいいと思います。

先般、町会議員の有志で、消防署で普通救命講習会を受講し、救命技能を有する認定の修了証をいただきました。町民への講習や啓蒙は、広報を通じてなるべく数多くの町民に知らせることが重要と考えますが、どのように行っているのか、質問します。

○議長（柳澤 治君） 重田消防課長。

○消防課長（重田勝彦君） お答えします。

先ほど議員さんおっしゃりましたように、毎年防災週間中に町の防災訓練を実施しまして、町民の皆さまに初期消火訓練の中で消火器の取り扱い、バケツリレー、消火栓の取り扱い等の消火の講習、避難訓練、今年は実際煙の中で避難を体験していただきました。等を実施し、各地区では、防災訓練では、消防団員による消火等の講習が実施されています。今年度、防災訓練は塩野地区やまゆりグラウンドで実施し、約550名のご参加がありました。

消防署では、防災訓練を初め、各事業所、各地区における防災訓練の指導講習、救命講習会等を行っております。昨年の救急講習会ですが、24回実施し、1,745人の方が受講しております。今年は、現在まで18回実施し、618人の方が受講しております。

救急講習を受けた方の応急手当により一命を取りとめ、社会復帰している例もあり、成果があらわれているような気がいたします。

それから区長会を通じて、各区での救急、救命講習会の開催を呼びかけたり、事業上にも救命講習会の講習会を呼びかけております。

それから火災予防週間中、年末警戒の期間中には、消防署、それから団車両において、火災予防の広報、また、消防団員による防火チラシの配布により、火災予防の啓蒙を行っています。

このほかに女性消防団員により、毎月、火災予防の広報、それから火災予防週間中に1人暮らしの家庭を訪問し、火のもとの点検を行っておりまして、お年寄りからは女性特有のやさしさのある対応に好評を得ております。

消防署においては、御代田町の広報誌やまゆりの中の御代田消防署から皆さんへのページにおいて、火災予防の広報のほか、救急法の講習会、救急法、御代田町のAEDマップ、正しい救急車の利用について、それから住宅警報機の設置促進、水難事故防止、地震に対する備え、台風に備えて等の広報、啓蒙を行っています。また、オフトークによる広報等も行っております。

御代田町AEDマップは、モバイル御代田町、インターネットの御代田町ホームページからもご確認できます。

10月には、長野県の地震体験者による地震体験を、例年は保育園、幼稚園、小学校のみでございましたが、今年度は日曜日に、エコールみよた駐車場で実施しまして、250人の方に体験していただきました。4日間で延べ750人の方に体験していただきました。

今後も、広報媒体等を利用し、火災予防の広報及び各講習会の参加を呼びかけ、実施していきたいと考えております。以上です。

- 議長（柳澤 治君） 古越日里議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まとめに入ってください。
- 7番（古越日里君） 御代田消防署の装備や準備、消防団のことなど、大体わかりましたが、今後の災害への対応と課題はどのようなことがあるのか、質問します。
- 議長（柳澤 治君） 重田消防課長。制限時間が近づいておりますので、簡潔にお願いします。
- 消防課長（重田勝彦君） お答えします。

災害も近年、多種多様化の様相を呈しています。町民の皆さんへの防災への認識を持っていただくよう各講習会を開催し、今後更に消防団、消防署は、御代田町の

安心、安全のため、各種訓練を工夫し、技術の向上を図り災害に備えるとともに御代田町地域防災計画等により対応をしていきたいと考えております。

過去の災害事例から、災害時に災害規模を見きわめながら出動、配備等を対処していくことが難しいかと考えております。災害時には、関係機関と災害情報を共有化を図り、対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越日里議員。

○7番（古越日里君） 町民全体で防災意識を共有し、万が一の災害時でも人的被害を出さないように消防署の指導を受けながら、安全、安心のまちづくりを町側、議会、各区や多くの組織の人、個人が自覚し協力して、よりよい住みやすい御代田町を目標にできることから始めたい、課長の答弁を受けてそう思いました。

防災のことに意識を持ち、災害のない明るいまちづくりにみんなで協力していきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告1番、古越日里議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時48分）

（休 憩）

（午前11時00分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告2番、池田健一郎議員の質問を許可いたします。

池田健一郎議員。

（5番 池田健一郎君 登壇）

○5番（池田健一郎君） 通告2番、議席番号5番、池田健一郎です。

多くの町民の皆さんが関心を寄せている町長の立候補にあたっての話が、議会招集のあいさつの中でありました。町長が代わって、町がこんなに良くなりましたといった印刷物が10月の末に町内に配られました。この中で、同和事業廃止、これが一番大きく載っておりましたし、また、この業績は大変評価できるものであります。歴代の首長が成し得なかったこの大事業だと思っております。しかし、そのほかの事案については、前町長の時代に敷かれたレールの上に乗っての事業に加えて、通常の業務としてやらなければいけない問題を解決してきたと言ってもよいよう

な事項で、担当課が評価されるものであって、大変申しわけないんですが、特に町長の政治手腕を評価する材料にはなっていないなど、こんなふうに思っています。また、公約違反とも言える、小中学校の自校給食を方向転換して、集中方式を採用して、また、ごみ焼却場の問題も当初はクリーンセンターにというふうなところでずっと訴えておられましたけれども、最近はそのが不可能というような見通しが立ってくると、佐久広域という話になって、それでもまだそれは希望であって、解決の方向が未だ見いだせない状況になっております。

○議長（柳澤 治君） 池田議員に申し上げます。

ただいまの質問は、通告質問外の趣旨にわたっておりますので、注意をいたします。

○5番（池田健一郎君） はい、わかりました。

このように、だれが見てもすばらしいビラが町中に配られ、特に業績を誇示しているようなことは、これからこの町長選に立候補しようとしている他の人たちにもどうもこれはフェアじゃないと、アンフェアな方法ではないかと、こんなふうに私は思っております。この件について、町長から答弁は必要ありません。

私が通告しましたのは、町民の森、これ、この早期利用の計画、こういったものについて質問していきたいと思っています。

町の保有する財産について、これをお伺いしたいと思います。

旧苗畑跡地の土地は、町民の皆さんが大変関心を持っている一件です。私はこの土地の入手にあたって、また、活用の方法について、目的が明確にないまま、購入してしまったのではないかなど、こんなように思っています。

町は平成15年に国土安全対策事業債を使って、1億8,500万円で購入していますが、この起債事業の目的は、本来、地域の環境保全のために森林施設や広域的機能保全のために森林事業を行うものなど、7項目にわたって規制を受けている事業です。しかし、この事項を明示しないまま、公募で24名の方々を選び、協働のまちづくり懇談会なるものをつくって、ごみ焼却場の答申をさせております。現町長は、水、それから環境問題を取り上げて、同地のごみ焼却場の建設を訴えられ、また中止を決定されています。この土地利用計画が白紙に戻って、購入から7年もの年月が経っております。また、23年3月には、苗畑の跡地を町民の森設置条例で森林整備し、多面的機能や自然環境の保全を図るなどとした内容で、同年4月よ

り5カ年間、町長が管理者として管理する旨の条例を制定しています。町では5年間、購入した財産を放置したうえ、更に5年間、いろいろなことができにくい条件制定をしてまいりました。こういった経過について、町民の皆さんが理解できる説明を求めます。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それではお答えをいたします。

まず、経緯ですけれども、平成12年ごろから小沼地区の区長会、議会、農業委員会等から、町の活性化のための有効活用や、民間が取得し開発することに対する町民の憂慮があるというような理由によりまして、前町長が苗畑取得の強い要請を受け、平成15年3月17日に取得をいたしました。その後、苗畑の活用については、町民の代表からなる協働のまちづくり懇談会により、協議をされ、中間提言を受けました。その提言の中心に、循環型のクリーンセンターが位置づけをされておりました。これはあくまでも中間提言でありまして、最終提言までには至っておりません。これが経過でございます。

そして、苗畑の取得にあたっては、自然環境の優れた森林を取得し、それから保護育成を図り、町民の保健休養に資するとともに、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図ることができる町民の森を整備するとして、地域活性化事業債の国土保全事業を取得費として充当をいたしました。これは今、議員がご指摘いただいたとおりでございます。

そして、この計画書、起債の申請の際の全体計画書には、用地取得後、倉庫等老朽建物を解体処分、それから遊歩道整備、それから駐車場整備等の実施とあり、取得後の管理の考え方は、御代田町町民の森設置及び管理に関する条例を制定するというふうに記載がされております。この全体事業計画に則しまして、平成20年3月の議会におきまして議決をいただいたということでもあります。

ということでありまして、本来の目的どおりに現在行われているということでもございまして、決して今ご指摘がありました放置がされているということではなく、取得をされた目的どおりに、現在町民の森が活用をされているというふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 池田健一郎議員。

○5番（池田健一郎君） ただいまの答弁で、目的どおりに使われているというふうなご答弁をいただきました。

しかし、考えてみますと、ここに年間、昨年度ですけれども、約90万円近い草刈りの費用を投入しています。これがこれから、いままでもこれからも、ずっとそれが続くとなると、どうも立場的にあれは放置しているというふうには言わざるを得ないような気がします。

そこで、こうして新たな利用計画が立たないまま時間が経てば、どんどん、いわゆるこれ、失礼な言い方になるかもしれないけれども、無駄なお金ですね、これをあそこに投じていかなければならなくなってくる。こういったことを考えると、どうしても早くに何らかの方向を持って、これをやっていかなければいけないなど、こんな感じを持っているわけです。したがって、早計に何をする、かにをするということではできないにしても、方向づけというものは早くに出していただきたいと、こう思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

条例の第2条におきまして、地球環境の保全のための森林を整備し、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図るとともに、町民の保健休養に資するための場として、町民の森を設置するというところでございまして、本来の持つ目的と合致をしているということにつきましては、ここで再確認をお願いをしたいと思っております。

そのうえにおきまして、この条例が平成20年3月に議会の皆さまの賛成をいただき、制定をされ、現在、2年9カ月が経過しているという段階になっているということでもあります。この時点におきまして、苗畑購入の目的と条例との間に、先ほどこから何回も申し上げておりますけれども、何らの誤りが発生しているということではなく、適正に管理運営がされているというふうには考えております。

しかしながら、2年9カ月が経過した中で、いままでの諸般の事情を考慮し、事実と経過を踏まえながら、今後のことにつきましては将来を展望し、法律・法令等に従い、御代田町にとってより良い考え方・方法等があれば、議会の皆さま等のご意見等を承りながら、今後、いろいろな方面で検討等をしていかなければならないというふうにも考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。以上で

す。

○議長（柳澤 治君） 池田健一郎議員。

○5番（池田健一郎君） 重ね重ね、その合法的に運用しているということは承知したことなんですけれども、ああいうふうな状態でおりますと、町内各所から、例えば学校なんか誘致してやったらいいじゃないとか、あそこを病院につくったらどうだとか、いろいろなことが出てくるわけです。そのたびにあっちだこっちだというふうな話を聞くにつけても、私は早めにこれを、森として活用していくのであれば、例えばですよ、木を1本植えても5年経てば5年経った木に育つわけです。早くそういった方向で、例えば木なんか植えておいても邪魔だったら切ればいいことだし、そういった、ただ草刈りだけでこの時間を費やしていただくだけではなく、何らかのその方法を見いだして早急に着手して行ってほしいと、こんなように考えます。

いずれにしても、これは購入資金、それに加えてそれにかかわってきたその利息ですね、こういったものも考えていくと、もう2億円近いものがその土地に投入されていると言ってもいいと思います。こういったその大きな資産ですね、これを条約が、あるいは条件がということで放置していくということは、何とも我々納税者の1人としては、身を切られる思いがします。したがって、町内あるいは役場あるいは議員の皆さんと知恵を出し合って、前の方向に、例えば法律改正だとかいろいろなその、何といたしますか、県に働きかけ国に働きかけも含めて、いい方法を見いだして、早くこの財産を活用するという方向に努力を傾注してほしいと、こんなふうに思います。

この件はこんなところで、いろいろ問題点を指摘しながらお願いがたくさんありましたけれども、よろしく対応して行ってほしいと思います。

その次に、町のあちらこちらで、今街灯に青色防犯灯を見かけるようになりました。これは県内でも箕輪町ですか、もう大々的にその町内で採用されていると、こんなふうに聞いていますが、実際に当町においては、どこにどれくらいのものを設置して、この1本当たりの価格がどのくらいになっているのか、またトータル的にこの事業の費用はどのくらいになっているのかな、こんなことをお聞きし、この導入したことによって防犯効果が上がっているのか、この点についてお聞きしたいなと思います。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長（荻原眞一君） それでは質問にお答え申し上げます。

まず、青色防犯灯を設置いたしました場所と本数であります。関係区のご理解、ご協力を得まして、平成20年度には中学校前の通りへ新規に10カ所、21年度はシチズンマシナリー南側通学路に2カ所、それと北小学校前に1カ所の計13カ所を設置しております。価格的には通常タイプ32ワットのものより明るい、36ワットのものを使用するため、割高となり、1カ所当たり3万2,445円、全体では約42万円ほど経費を要しております。

ちなみに、通常タイプの価格につきましては、入札後の実公示価格で1カ所当たり1万6,000円となっております。また、防犯灯の付け替えを行った全体箇所数とその事業費につきましては、平成20年度が221カ所389万1,000円、平成21年度が761カ所1,285万7,000円、合計982カ所1,674万8,000円になります。

また、参考までに申し上げますと、この町が実施した事業以外で青色防犯灯を設置していただいた事例もあります。区の独自の取組みにより、付け替えを行ったものや、中学校敷地内に2カ所と、ミネベアさんの駐車場にも設置されておりますが、申しわけございませんが、正確な箇所数は把握できておりません。

次に防犯効果は確認できているかということですが、当町におきましては、防犯意識の高揚や領域制の明示が図られるという観点において設置したものであります。これは他の設置地域等で実施した調査の結果におきましても、設置により住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の活性化、領域制の明示が図られるという点で犯罪抑止効果が認められたというように佐久警察署からお聞きしております。

御代田町におきましても、佐久警察署からお聞きしているところでは、青色防犯灯の設置前と設置後における声掛け事案等の件数を比較しますと、設置前の声掛け等が平成19年の10件から、平成21年は4件に、刑法犯認知件数では19年が155件、21年は104件と、それぞれ減少しているということでもあります。ただし、この比較件数につきましては、御代田町全体の数値であり、青色防犯灯設置地域に限ったものではないということをご承知いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、青色防犯灯の効果につきましては、未だ科学的データに基づく立証には至っていないということでもあります。ご参考までに申し上げます

と、鹿児島市と財団法人地方自治研究機構が行った「夜間照明環境の形成による安心安全なまちづくりに関する調査研究－青色防犯灯の活用と検証－」という文献を見ますと、国内における青色防犯灯の導入経緯は、平成16年にイギリス北部の都市、グラスゴーにおいて、市の景観対策としてオレンジ色の街灯を青色に替えたところ、幻想的な雰囲気を通りになったことに加え、犯罪が減少するという副次効果があったという地元紙による報道がされました。このことが平成17年に日本のテレビ報道で取り上げられ、全国で青色防犯灯の設置が始まったものであるということです。しかしながら、先ほど申し上げました青色防犯灯の活用と検証のまとめ、青色防犯灯をめぐる現状において、グラスゴー市担当者及び所轄警察の警察官へのヒアリングから、その後、グラスゴーでは色の見やすさやカメラ映像の映りの良さから、ナトリウムランプをまた白色ランプへ交換していく計画もあり、今後青色防犯灯が増やされる状況にないことが確認できたということでもあります。

また、犯罪抑止効果については、麻薬関連犯罪が減っており、これは静脈が見えづらくなるために、麻薬注射を打つ者が少なくなったためと考えられていますが、その他の犯罪認知件数には大きな変化はなく、青色防犯灯が一般的に犯罪抑止に有効な対策とは考えられていないことも明らかになったということでもあります。

一方、日本で設置されている青色防犯灯につきましては、サンプル的に調査を行ったところ、導入経緯として、グラスゴーでの青色防犯灯を設置したことにより、犯罪が減ったと聞いたこと、それと日本のほかの地域で犯罪抑止効果があったと聞いたこと、それと心理的に人を落ち着かせる効果を期待していること、見通しが良いと考えられていることなどが確認されたとしております。いずれにいたしましても、このまとめの中では、防犯灯の光色による影響、街路安全性と防犯灯の光色のあり方について等いろいろ書かれておりまして、青色防犯灯の設置には課題が多くあるということでもあります。

先ほど申し上げましたとおり、器具自体が割高であること、それと照明量というんですかね、ルックスについては、青色に限ったことではなくて、白色のもの比べて有色のものは3分の1程度の照度しかない、それと防犯カメラを設置してある場所等におきまして、有色の防犯灯が設置されている場合は、犯罪者の着ていた服の色が特定できないとか、そういった課題もあるように聞いております。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 池田健一郎議員。

○5番（池田健一郎君） 実は、私も駐在の井出さんにいろいろ聞いてまいりました。早くからこの導入したところの町村で、どうだったんですかと聞いたところ、答えはやはり防犯効果に対してきちんとしたデータはないというのが本当のようです。ただ、井出さんはこんな話もされていました。いままで町で設置を始めてから、駅前での子どもたちのたむろしというんですかね、大勢集まってわいわいいつまでもやっているとか、それから龍神公園でよく聞いたその騒ぎだとか、こういったところは、非常に少なくなってきたと、設置以来ですね。したがって、若干あったんじゃないかなあなんていうお話もしていました。それから、そんな中で、向原のミネベアさんの近くで抱きつきなんていう情報が1件あったよということもおっしゃっておられました。更に興味深かったのが、森泉大橋といいますかね、今度町道の1つになりましたけれども、そこに昨年設置したところ、以降、投身自殺がそれ以来出ていないという実績もあるそうです。そういった意味では、これは今総務課長の方から、あんまりよろしくないという説明を受けたんですけれども、何か尊い命を守ったりするには役立つ道具なのかなというふうなことも感じたり、心理的にいろいろな落ち着きをもたらせるという意味では、効果があったのかなと、こんなようなことを感じていたんですが、で、その先どうするのと説明を求めようとしたら、あんまりやる気がないよ、みたいなことを言われちゃって、弱ったなと思うんですけども、ただ、はっきりさせておきたいのは、今年の夏に非常に強い雷が町の随所に襲ったことが、皆さん記憶に新しいと思うんですけれども、この雷によって破壊された街灯ですね、青色防犯灯が結構あちこちで壊されたと。特に議長のおられる広戸方面では多かったよというような話を聞いて、この被害はどんなふう、被害状況は一般のと比べてどうなんだということをお聞きし、また、この器具が本当に雷に弱いのか、今後こういったことが、導入時点にそんなような話があったのかどうか、修理だとかそのほかに含めたその費用は、どのくらいかかっているのかなということをお聞きしようと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。次の質問に移っていますが、今の青色防犯灯のことについて、もうちょっと私の考え方を述べておきたいと思います。

私たち行政としてできることは、そうした防犯意識を強めるための施設の整備であるとか、環境の整備であるとか、こうしたことについて私どもはいろいろな取組みをしておりますが、ただ、青色防犯灯だけをつければ犯罪がなくなるというものではありません。一番の力は、地域の皆さまの犯罪を防止するというそうした力をどのように生かすのかということが一番の問題だというふうに考えております。私は、先ほど総務課長が申しましたように、青色防犯灯というのは、この防犯灯を見ることによって、御代田町では防犯活動といいますか、そこを重視している、つまり防犯の意識、啓蒙という観点があります。ですから、いつもお話ししているのは、あの青色を見たら、御代田町では防犯の取組みをやっているんだよということを見ていただきたいということでもあります。私も、これまで例えば駅前のいろいろな、近隣の、近くの皆さんからの苦情などもありまして、例えば1つとしては、自転車盗、自転車泥棒ですね。これが多いいということで、駅前の駐輪場については放置されていたものをすべて撤去して、また、真っ暗でしたので、防犯灯をつけたことによって、自転車盗は減少いたしました。また、駅の待合室がやはりたまり場になっているということがありまして、これにつきましては、しなの鉄道に協力をお願いいたしまして、今待合室には防犯カメラを設置をいただいております。それから町内全域の明るい防犯灯の切替と青色防犯灯の学校周辺での設置と、このようになっております。これはこれでそうした一定の役割を果たせるものかと思っておりますけれども、これがすべてではありません。私としては、この青少年の健全育成ということを重視した考え方から、昨年度から青少年健全育成講演会ということで、関係者その他お集まりいただいて、防犯意識、また犯罪情勢などについて、専門家からのお話をいただいておりますけれども、こうした取組みもしておりますし、それとかやはり一番ありがたいのは、最近小学校の付近、また交差点などで、それぞれボランティアで子どもたちの見守りということで、毎朝毎朝街頭に立って子どもたちに声をかけていただいているという、こうした貴重な皆さまのボランティア的な取組みがあります。それから、警察ボランティアの皆さんもついたち活動ということで、学校での声かけその他、まさに地域の皆さんが子どもたちの安全ということを考えて朝から晩まで、そうしたボランティア的な取組みをいただいていることが、やはり一番の大きな地域力になっていると思っております。そうしたことを総合的に実施することによって、防犯効果というものが高められることでありまして、青

色防犯灯だけで犯罪を防ぐということは、それは不可能であろうと、このように思っております。しかし、その意識の一助にはなるものと考えて実施をしております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それでは、2点目の質問に入る前に、私の方からも補足として、今町長からもいろいろお話がありましたけれども、私の答弁が悲観的なものになっていたということではありますが、決して町は青色防犯灯は今後一切つける気はありませんよとか、そういうことではないので、その辺は十分ご理解いただきたいと思えます。冒頭でも申し上げたとおり、その青色防犯灯自体が倍の値段がかかること、それと当然、電気料も高くなりますので、設置後の電気料、ご負担いただいている各区の財政状況の問題もあります。町でも昨年度から2分の1補助をするようになりましたけれども、いずれにしろ、区にも負担がかかるということなので、冒頭でも申し上げたとおり、各区の皆さんのご理解をいただく中でなければ、いただかなければ、ちょっとつけることもできないのかなというふうに考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

それでは、今年の夏に雷によって防犯灯ですね、落雷による被害を受けたということで、この発生した数ですとかそういった点についてお答え申し上げます。

今年の夏に多く発生しました落雷によりまして、多くの区で防犯灯が故障する被害を受けたということでもあります。このことは、9月議会の常任委員会や区長会においても、お話を聞いておりましたので、各区区長の皆さんに調査をお願いし、ご報告をいただいたところでもあります。その結果、被害を受けた区は9区あります。本数の多い区では6本、少ない区では1本、その全体の総数については、28本ありました。被害額については、ちょっと金額の方がご不明だという区も、調べきれないというようなことで、報告いただいていないところもあるんですが、ほかの区の平均額で28本分想定しますと、全体で約40万円ぐらいにはなるのではないかなと。1本当たりの平均額で1万4,300円ほどということになります。とりあえず、お答えは以上であります。

○議長（柳澤 治君） 池田健一郎議員。

○5番（池田健一郎君） これは白色、一般のやつに比べて、多いか少ないかということもあれなんです、それと、もう1つ、この問題を多いとあれば、メーカーに対し

てフィードバックされているのか、その辺もお聞きします。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答えいたします。

まず、事前にお聞きしていたところで、導入時にこのようなことがわかっていたのかということではありますが、今回の被害を受けまして、メーカーに確認をさせていただきました。その結果、今回設置しましたインバータ式の防犯灯には、落雷対策を施していますが、すぐ近くに落雷があり、大きな電流負荷がかかった場合は、これはどうにもならないということでもあります。このことは、従来の蛍光灯タイプのもので同じであり、インバータ式のものが特に落雷に弱いということではないとの回答でありました。

また、わずかな箇所の故障であれば、箇所数のことですね、あれば、器具の欠陥ということもメーカーとしては考えられるのですが、今回の御代田町のように、多数の箇所で防犯灯が一遍に故障するという報告は、ほかからは一切受けておらず、落雷が特定地域に集中して発生したことが原因ではないかと考えられるということでありました。ですから、メーカーでは現時点におきまして、これ以上の落雷対策を講じることは技術的には対応できないということでもあります。そのため、すぐに器具の改良を加えるということではなく、落雷の少ない冬の期間の様子を見まして、落雷以外の原因があるかどうかについても調べたいということでありました。当然、導入時点ではこれらのことも踏まえて、明るさだけの問題から導入されてきた経過があるかと思えますけれども、雷に、メーカーに聞いても特別その従来タイプと比較して弱いとかそういうことはないということでもありますので、当初からそういうことはわかっていたかどうか、ちょっと私が担当ではなかったのでもわかりませんが、大きな差異はないということでもあります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 池田健一郎議員。

○5番（池田健一郎君） よくわかりました。

こういった器具類といいますか、あれは、何か起きたときにメーカーにそれをフィードバックしていくということは、非常に器具の改良に役立つことで、彼らもそういった情報を得たがっているはずですよ。そんな意味で早くに対応してくれたということは、今後この青色のそのインバータ方式の器具がもっともっと改良されて世に出てくるんじゃないかと、こんなようなことを期待しております。

また、こういったそのコストが高いとか、あるいはちょっと暗いとかいうような問題を解決して、更に御代田町の夜の安全ですね、こういったものに一役を担う道具として育てていってもらえれば、またこの導入に踏み切った価値が出てこようかと思えます

私は、以上で質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告2番、池田健一郎議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午前11時49分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告3番、東口重信議員の質問を許可いたします。

東口重信議員。

（6番 東口重信君 登壇）

○6番（東口重信君） 私は第1番目としまして、仮称でございますが、御代田町型事業仕分けについて、伺いたいと思います。

先般来、国の事業仕分けで、選挙の投票率向上につながると必要性を強調した総務省の明るい選挙推進員が廃止と判断され、再度今回、要求がありましたが、広報事業と投票率との関係が不明確で、再度廃止の判定という結果が出されておりました。それだけ投票率向上への取組みの難しさを象徴しているように思います。

先の『御代田議会だより』81号の「みんなの声」の欄に、先般、改選された前選挙管理委員の方が、任期中に気づいたひと言として、過去の御代田町の投票率は県下77市町村中で、常にワースト5の中に低迷している現状であると嘆いておられました。この言葉から、任期中のさまざまなご苦勞が推察され、ご苦勞さまと、改めて慰勞を申し上げたいと思います。

昨年8月の私もお世話になりました衆議院選挙、御代田町の町会議員選挙と同日選挙は、全国の小選挙区でも投票率69.28%、長野県でも3.97%増加し、御代田町では77.92%と、高い数字を示しておりました。今年7月の参議院比

例区では、県としては64.72%、御代田町は63.48%で、低いようでしたが、それほど低迷していたとは思えません。ただ、2007年4月の県議会議員選挙で町の投票率は50.15%と、半数に近い方が棄権しております。前回の町長選挙の投票率は68.61%でしたが、今回実施される予定の町長選挙では、多くの民意が反映されるよう、更に投票率の向上につながる広報事業に力を入れていただきたいと願っております。

さて、この事業仕分けという言葉は、公明党が無駄遣いや情報公開を求めて使い始めた言葉でございましたが、民主党政権になって予算を生み出すために無駄な事業等がないかどうか、財源をひねり出すための目玉政策になってしまっている現状がございます。ご承知のように、県でも来年1月に市町村補助事業や交付公共事業等は含めない信州型事業仕分けを実施する予定で、20～30事業を対象にすると新聞報道で伺っております。県内でも10月16、17日に、初めて佐久市が実施し、2例目として須坂市でも11月6日、7日、3例目として小諸市でも11月21日に実施され、市民24名参加により実施されたと伺っております。上田市では来年早々、2月5日、6日の2日間、外部有識者12名、20歳以上の公募による市民20名による評価委員会が、市民・生活・環境分野、産業・経済・建設分野、教育・文化・行財政分野、福祉・健康の事業の4分野グループに分かれて、計12程度の事業について存続や廃止、運営形態の変更などを判定するようでございます。それぞれのグループに学識経験者等のコーディネーターが1人ずつ入り、担当課が事業の内容や市の改革案を説明、質疑や意見交換を経て、多数決で判定結果を決めるようでございます。既に実施された須坂市では、市就労支援センターがハローワークと同じ仕事をしているということで不要の判定が出され、市長は再度、第二ラウンドで論議をしたいということをして仕分人に申し出ていると伺っております。総合防災訓練や生ごみ処理機購入補助金等10事業が要改善と判定されたとも報道されています。佐久市でも36事業を対象に、不要が7、要改善が24、現行どおりというのは10分の1の3事業しか判定されなかったようです。

わが御代田町においても、いわゆる事業仕分けの対象になるような事業や補助金、交付金等が、時代の変化や町民の要望、いわゆる民意の変化等により出てきているのではないかと思います。町民相談を通して、その意見に最近の町の各委員会で毎回論議されている補助金・交付金等の根拠や、負担金・助成金に対する選考基準等

に関して、例えば不要・要改善・現行どおり等の判定をした方がいいんじゃないかと、こういう意見を伺っております。また更に、ある事業については、民間に移譲あるいは民間に委託した方がよいのではないかということもいわれております。そこで、情報公開を中心にした変化する民意を反映するような御代田町型事業仕分けを実施する考えがあるかどうか。午前中も同僚議員の質問に対して町長からさまざま実績についてお話がございましたが、その中には一部自己満足のような感じのお話もございました。そういうことについても実際の来年、再来年、今後について、町長のご意見を伺いたしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 概略的な考えをご説明をしたいと思います。

事業仕分けにつきましては、今、東口議員さんが経緯経過等を申されたとおりでと思います。そんなような中で、事業仕分けにつきましては、自民党政権時代に概算要求に盛り込まれた約450事業を対象に行われ、1兆円余りの無駄を捻出したと。国の事業仕分けは独立行政法人や特殊法人、それから特別会計などの特別な事業や、普段目に触れない仕組みがわからないような特別な事業を仕分けたことになりましてということで、あまりにも組織が膨大すぎ、一般の人たちにはほとんど目に触れていないもの、それから特別会計等でほとんど国会の審議がされていないもの、それから特殊法人等で全く内容がわからないもの、そのようなものが今回事業仕分けの対象になったというふうに思います。

地方自治体におきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、佐久市それから須坂市、小諸市で実施をされていると思います。この内容等につきまして、概観をさせていただきますと、いわゆるその主要事業と申しますか根幹的な事業と申しますか、そういう事業とは思えないような事業も散見されると思われまして。そのような散見された事業の仕分けについて、どのようにするのかということは、議論があるとは思いますが、いずれにしても概観すると主要事業とは思えないような事業もその中かなり含まれているというふうに散見がされるというふうに思います。

御代田町の今度は実施についてということでございますけれども、御代田町は平成15年9月の任意合併協議会において正式に合併協議会から離脱をいたし、そし

て自立の道を歩むことになりました。その平成15年10月から作業を開始し、平成16年3月に自律協働のまちづくり推進計画を策定しました。この計画策定時に御代田町のすべての事業を重要項目159項目と、一般項目173項目に分類をいたしまして、徹底的な事務事業の見直しを行いましたということでございまして、ちょっとここはあれなんですけれども、この当時、御代田町のすべての事業です。ですから、2万円とか3万円とかという、そういう小さい補助金も含めてすべての事業についてこういう表をつくりまして、これ全部徹底的にこれをやりました。すべてのものについて。こういう経過が御代田町にはあるということについて、まずご理解をしておいていただきたいと思います。

そして、この徹底的な事務事業の見直し等を行った中で、町民の皆さん、それから議会の皆さん、職員を含めてすべてが痛みを伴う改革であったというふうに思っております。これは他の自治体に先駆けまして、議会それから町民の皆さんのご協力をいただき、すべての事業のいわば庁内、役場内事業仕分けを実施をしたというふうにとらえても私は過言ではないというふうに思っております。いわば国レベルで申しますと、省内事業仕分けというようなことで、確かに一般の方たち全部入れているわけではないんですけれども、このときもすべての事業にわたりこういう形で実施しまして、これも議会の皆さんにすべてご理解をいただいて、すべてご説明を申し上げて、その中で計画ができ、それからこの計画につきましては、今度は区長会それから各区を回りまして、そして町民の皆さまにもすべてご説明をしてきたという内容の計画でありまして、町側が一方的につくったというものではありません。ですから、立場的に非常に実効性が高い内容であるというふうに思っております。これによりまして、既に5年間で不足しているという財源の約9億円は超えまして、10億円以上の財源を生み出しました。これが新たな事業や今後の必要な事業に充当する財源となっており、現在のいろいろな事業執行が行われているということでもあります。このことにつきましては、現在ここにおられます武井議員が総務課長のときに、陣頭指揮をとっていただきまして、実施したものでございます。ということで、御代田町におきましては、もう既に他に先駆けてここまで実施をしてきているということについて、まずこれは議員の皆さん、それから町民の皆さんにご理解をいただきたいと思います。もし、内容等についてももう少し詳細に教えると、言えということであれば、またちょっと時間を設けさせていただいて、ご説

明を申し上げたいと思います。ですから、ただ単にその自律協働のまちづくりというだけで、文字的な計画をつくってきただけではなくて、すべての事業にわたって、この事業仕分け的なことをすべてやってきた結果として、この自律協働のまちづくり推進計画ができているということについて、まずご理解を1点お願いをしたいと思います。

続きまして個別事業の検討や実際、実施の際には長期振興計画の基本計画がございますけれども、この基本計画につきましても、本年度第4次長期振興計画の後期の基本計画を策定したわけですけれども、これにつきましても、主要な事業につきましては、議会の全員協議会等でご説明をさせていただきました。それから御代田町の行政運営につきましても、首長と議会という二元代表制のもとで着実に進められているというふうに解釈をしております。

それから事業仕分けの考え方、内容ですけれども、確かに行政への住民の関心が高まるということは、そのとおりだと思います。ただ、単独評価であり、継続性がない、それから結果の影響力は大きい、一方的で実効性が乏しく、矛盾している側面もあるということで、実際に国の事業仕分けそれから他のところの事業仕分けを見ても、なかなかそれが実効性があるかというところ、そうではないようなケースもやはりこれも散見がされるということでもあります。それから結果を導き出します過程におきまして、手法や結論の出し方が仕分け人の資質において異なる結果になるおそれがあるということで、そのいわゆる仕分け人の皆さんのお考えによって、大きくその左右がされるというふうに考えます。私は、やはりここにおられますその議員の皆さんは、町民の代表として出てこられている皆さんであり、その方たちに適正にやはり評価をしていただくということが一番大事なことであると思います。

民間の方に見てもらいたいのはいいんですけれども、でもその人たちの思いだけでもしかしたら動く可能性もあると。

それから、そうじゃない可能性もある。ということで、この事業仕分けにおいては結局ある面においては行政改革の万能のツールのようにいわれておりますけれども、いろいろな面でその分析をしてみますと、非常に危ない部分も持っているということも言えるのではないかと私は思っております。

ということで、今4つ挙げました理由、特に自律協働のまちづくり推進計画のときに、何回も申し上げますけれども、ここにおられます武井議員が総務課長で陣頭指

揮をとっていただきまして、そして事業を実施したと。1つひとつ手順を全部踏み
ました。他に先駆けて計画をつくりました。これがやはり御代田町がきちんとやっ
てきたという私は一番の証であるというふうに考えております。ということで、こ
れらの理由から、現時点において事業仕分けの導入は、今後の検討課題の1つとし
ては、考えなくてはいけないというふうには思っておりますけれども、実質、いわ
ゆる実施の必要性について、現段階において非常に強い動機が存在しているという
ふうには考えておりません。また、情報公開につきましては、町民の皆さまに広報
誌やホームページまたは情報公開制度などを活用し、今後も積極的に進めていき
たいというふうに思っております。ただし、先ほどから申し上げておりますけれども、
実施の必要性についての強い動機というものは、現段階では必要、存在していると
は考えておりませんけれども、いわゆる事業の評価については、今後これは検討を
していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをし
たいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 今財政課長から私が町にまいりまして4年ぐらいでいろいろなこ
との知らなさから、こういう質問をしたような感じのご回答もございましたが、町
長はいかがお考えなんでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

事業仕分けというのが、国から始まっていろいろな市などで取り組まれつつある
という状況については、よく承知をしております。事業仕分けというものが国とい
う本当に大きな機関の中で、その目の届かないいろいろなものがあるという中で、
それは効果があるのかと思いますけれども、それが無駄を本当になくすということ
であれば、それは必要な事業でもあるかなと思っておりますけれども、私が事業仕
分けということで町長として体験したのは、無駄ではなくて、必要なものまで削ら
れているということです。それは東口議員もご承知のとおり、中学校の建設にあた
って、事業仕分けによって予算が削減されて、中学校の共同調理場の建設の補助金
がつかない、または太陽光発電の補助金が削られてしまったと、そういうものの復
活のために、町としては最大限の努力をして何とか補助金を獲得することができま

したけれども、私、御代田町の実際にあった体験としては、そうした子どもたちにとって必要な施設の建設費までも予算が削減されてしまっているというのが実感であります。

もう1つの、私は実感しておりますものは、町のいろんな事業というものが、私が提案をさせていただきまして、議会の承認をいただいた予算に基づいて実施をしております。

そうした議会の承認をいただいた予算に基づく個別の事業についてですね、議会ではない別の場所で必要であるとか、不必要であるとかということが判定されるということになりますと、議会が持つ固有の権限や責任がどうなるのかという疑問も生まれます。

したがいまして、現在のところ、先ほど企財課長が申し上げましたとおり、御代田町では、私も議員のときにそれはよく承知していますけれども、御代田町の本当に小さなすべての事業に対して、それを町内で検討してですね、かなり大きな大胆な事業の縮減を図っております。

したがいまして、現状のところですね、御代田町でその事業仕分けというものが必要なかどうかという点について言いますと、その必要性については、現在のところ、それほど感じているところはないというふうに申し上げたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 午前中の質疑の中でも、例えば、町民の森の質問がございましたが、その問題だとか、それから町長もおっしゃっておられるごみ処理の問題とか、そういうことについて、更に言えば、いいお話ではあるんですけども、公民館、塩野、あるいは一里塚の公民館の問題にしても、そういうことについて、先般もある町民から情報公開と言うんでしょうか、議員さんはいろいろ聞いているんだろうけど、我々町民にはあんまりそういうことが伝わってこない。町長は民意、町民益ということを盛んにおっしゃっているんですけども、どうもその辺とズレがあるんじゃないかと。こんなご質問も受けておりましたので、今日、こんな形でご質問をさせていただきました。

2つ目に、今度は「子宮頸がん・乳がん検診」について伺いたいと思います。

このことにつきましては、昨年この定例会でも質問いたしましたが、子宮頸が

んは年間1万5,000人が発症し、約3,500人がお亡くなりになっております。

最近、日本でも、特に20代から30代の若い女性に急激に増えているという報道もございます。原因も特定され、予防策もあり、予防できる唯一のがんであることから、かつて町長に要望書も提出させていただき、議会でも質問し続けてこの3月の定例会でも質問させていただきました。

去年は、希望する全女性がその受診費用が無料の軽井沢町では、対象者が8倍になり、実際の受診者も3.7倍に増加した実績から、御代田町でも実施できないかということや、担当医が女性であれば、もっと受診率が上がるのではないかと。あるいは女性の皆さまにもっとわかりやすい広報をすればということの周知徹底を望みました。そして、この3月は、主として更なる受診率の向上を質問させていただきました。

御代田町では、国の事業と全く同じの女性特有のがん検診推進事業として、乳がん検診は、40歳から60歳までの女性を対象に5歳刻みで、子宮頸がん検診は、20歳から40歳までの女性を対象に、これも乳がん検診と同じ、同様に5歳刻みで行われております。

今年もやまゆり6月号に、保健センターだよりの中に、子宮頸がん検診を受けましょうとのお知らせが掲載されておりました。残念ながら、女性のがん死亡率第5位の乳がんについて、具体的にはマンモグラフィー検診になりますが、触れられておりませんでした。

この11月号では両方が広報されていますが、これまでも指摘させていただきましたように、これに関する広報や周知徹底が足りないのではないかと思います。

去年の同時期と比較して、現時点でのその受診率はどうなっているかを伺い、受診率によっては、更なる取り組みを検討されるかどうかを伺います。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それではお答えをいたします。

まず、受診率の比較についてでございますが、子宮頸がん検診では、個別検診で21年度は10月末までに8名、22年度は同70名の受診と大幅に増加をしております。

これにつきましては、21年度におきましては、個別健診の開始時期が9月だったということに対しまして、これは国の女性特有のがん検診の開始に伴い、記念病院の計らいで9月から個別検診の契約が成立しておりまして、こういう状況になっているわけですけれども、22年度につきましては、本年度につきましては、5月から早期に開始ができたということによると考えられます。

10月末の段階での集団検診とあわせた集計値では、21年度が280名、22年度では287名とほぼ同数でございます。ちなみに、21年度全体の子宮頸がん検診の受診者は338名で、20年度の232名より106名増加をしております。対象人口に対する受診率は14.0%でございます。前年よりも約5ポイント増加をしております。

特に、昨年度は、この国の女性特有のがん検診の開始もございまして、下半期に58人の受診で、大幅に後半に受診者が増加した経緯がございます。

次に、乳がんのマンモグラフィー検診についてでございますが、個別検診で、21年度は10月末までに49名、22年度は同75名の受診で、これも大幅に増加しております。

一方、集団検診では、21年度192名に対しまして、22年度、本年は163名と減少をいたしております。これは、記念病院での検診料1,500円が集団検診よりも約1,000円程度廉価で受診できるということが受診希望者に浸透してきたことが原因とも考えられます。

21、22両年度の10月末までの受診者合計は241名、238名とほぼ同数でございます。21年度全体の受診者数は330名でございます。20年度に210名よりも120名増加しました。また、対象人口に対する受診率は20.9%、前年よりも約8ポイント増加しまして、目標といたしておりました20%はクリアをしております。

子宮検診と同様、マンモグラフィーも昨年度は下半期に95名の受診がありましたので、後半期に大きなそういう受診者の増加がございました。

一方、受診率向上のための更なる取り組みということでございますけれども、広報への掲載や個別通知、保健補導員の声かけ等を考えております。特に、22年最初の広報2月号ですね、こちらで記念病院の充実した検診体制を紹介したころからですね、問い合わせが急増したという経緯がございます。

そういったことから、今後も広報については、更に工夫を凝らしてまいりたいと考えておりますけれども、本年度は、6月に掲載した保健センターだよりとは別に子宮頸がん検診とマンモグラフィーについて、お知らせ欄で掲載をして、受診勧奨をしてきております。

更に、11月号で再度受診勧奨をしたばかりでございますので、今後については、状況を見ながら必要に応じて対応をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

また、検診の申し込みをしてあるにもかかわらず未受診の方、こちらの方への対応につきましては、既に個別通知を6月、それから7月から8月にかけてと11月の3回実施をしてございます。状況次第では、これらの方に対しましては、今後も繰り返しお便りをお送りすることで受診勧奨に努めていくということと23年度の申し込みが年初めに保健補導員から声かけをしていただいで、お願いをする予定でございますので、この際にも22年度の検診は受けましたかというような声かけをして、何としても21年度実績を上回るように努力をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 先ほども申し上げましたように、5歳刻み、来年の4月1日までが対象で、ただ、無料クーポン券は6カ月有効であるとか、何となしに読んでもびんとこないような内容がございますので、今後更に努力していただければと思います。

更に、唯一予防できる子宮頸がんの予防接種の公費負担についても、小学校6年生から中学3年生を対象に、23年度から実施を検討中とのさきの6月定例会でのお話でしたが、その件については、その後どのようなになっているのか伺います。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

子宮頸がん等の予防ワクチンの公費助成については、本年6月の議会で市村千恵子議員のご質問に、町単独も検討していく旨をお答えした経緯がございますけれども、少々情勢が変わってきておりまして、これらの予防ワクチンの公費助成にかかわる補正予算及び関連法案が審議されまして、この臨時国会で可決となつてござい

ます。

その内容は、平成22年度から平成23年度末までの間、子宮頸がんワクチン接種促進臨時基金を創設して、中学校1年生から高校1年生の女子を対象として、3回の接種費用の全額を公費負担とすると。公費負担の財源については、国費が半分、市町村費が半分という割合になってございます。

当町では、当ワクチンの予防効果の高さを十分に認識して、接種事業の実施について検討してきたところでありますので、この12月20日に開催予定の県主催の説明会で助成内容を確認しまして、直ちに年度内にも、年度内実施も想定した実施体制の確立に努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

ちなみに、中学生の性教育については、母子保健事業の一環として位置づけまして、平成9年から中学校と協力して、各学年の生徒に対して実施してきた経緯もございますので、いろいろな方が指摘するような予防接種に対して誤った認識を与えるというような可能性については低いんだというふうに考えております。

また、実施にあたりましては、町内の医療機関にご理解、ご協力が不可欠でございますので、事業の概要が決まり次第、全面的な支援がいただけるよう説明をしましてまいりたいと、こんなふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） いま、課長がお話のように、今回の補正予算でお話の中身が決まったわけですが、これはあくまで補正でして、今年の町が実施している女性の特有がん検診と同じで、また1年単位で終わってしまうのかというような感じかと思いますが、先月の19日、公明党と自民、新党改革の3党で子宮頸がん予防治案を提出しておりますが、その中では、特定年齢を12歳を想定し、全額国庫補助という形で明記されております。この法案は、女性の命と健康を守る人道的な内容で、ぜひ今後とも、一刻も早い成立を私自身も願っております。

屋根のないホスピタル御代田町、安心して暮らせる御代田町の実現へ一歩も二歩も進めるためにも、ぜひがん検診については、今後も前進させていただくことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告3番、東口重信議員の通告のすべてを終了いたします。

通告4番、古越 弘議員の質問を許可いたします。

古越 弘議員。

(8 番 古越 弘君 登壇)

○ 8 番 (古越 弘君) 通告 4 番、議席番号 8 番、古越 弘です。

今年の異常気象は師走に入ってもおさまらず、先週の季節外れの気温の上昇と冬の嵐で、各地に思わぬ災害が発生したり、先の読めない天候が続いておりますが、お互いに体調管理には十分気を配りたいものです。

私は今回、「高齢者や身障者に配慮した窓口に」と「茂木町長の政治理念と 4 年間の首長経験とのギャップは」という 2 点について、質問をいたします。

町長は、まちづくりについて、住んでみたくなる魅力ある町を目指し、自然環境のよい健康で生活できる子育てしやすいまちづくりをすると常日ごろから言っておりますが、衰えてきた高齢者の方や病気やけがなどで介護認定を受けたり、車いす利用者となった方々に、過酷で利用しにくい、健康福祉課が 2 階にあり、大変不便と苦勞をかけているこの現状をどうとらえておりますか。質問をいたします。

○ 議長 (柳澤 治君) 土屋保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○ 保健福祉課長 (土屋和明君) お答えをいたします。

現在の保健福祉課の窓口は不便な 2 階にあり、高齢者や身体に障害をお持ちのハンデを持った方々が 1 人でも気楽に立ち寄れるように改善できないかというお尋ねでございますが、まず、現在の人権センター、旧人権センターの中に入っております保健福祉課の成り立ちについて、少し説明をさせていただきます。

平成 20 年 4 月、御代田町組織機構の見直しにより新設されました。平成 19 年の事務改善委員会の答申では、町民課の再編と保健福祉課の新設というふうに提言された内容を要約しますと、「町民課は福祉係、住民係が庁舎内で、保健係は保健センター、介護高齢係はやまゆり共同作業所の外職場で業務を行っています。

国民健康保険においては、保険者である町に義務付けられた特定健診事業で検診の目標率、これは 65%でございますが、これが義務付けられ、クリアできない場合はペナルティが、また、特定保健指導についても目標率 25% の設定がされるなど、予防のための健診保健事業の実施、推進がこれからの最重要課題となってきています。

介護保険では特定高齢者事業が創設され、老人保健医療では後期高齢者医療制度

への移行など、保険係、介護高齢係及び住民係の国保担当の3係が連携しながら事業を実施することが必要不可欠となってきます。

これらの事業は、すべて町民の健康維持推進により医療費、介護給付費の削減につなげるという流れがあり、従来の体制での推進は難しい状況にあります。

また、やまゆり共同作業所を平成17年に開所し、自立支援法の地域生活支援センターと位置付けており、保険係と福祉係の一層の連携が必要になってきています。しかし、前述のとおり係が別々の事務所にあり、効率的な事業の推進は難しい現状にあります。

このことから、同一フロアでの課編成が特に必要となります。

なお、両課、これは一部省略してございますが、町民課と保健福祉課とも係間の連携が重要であることから、庁舎内外は問わず、同一事務所内で業務遂行ができる配置を前提としています」という内容の答申がなされております。

こういう状況の中で誕生した保健福祉課でございますけれども、庁舎の都合等で実際に事務所を構えたのが旧人権センターでございましたため、発足当時の4月初めには、出生、死亡、それから転入、転出等をですね、住民係関係の届出の際に国保、介護保険等の手続を一カ所で終われられないということから、大変苦情もいただきました。

そうしたことで、町民課との連携を図りまして、国民健康保険証関係ですとか、年金の届出だけの関係につきましては、住民係で対処ができる、国民健康保険証につきましても住民係で発行する、発行の対応をするという等、住民の負担を最小限にとめるための体制を構築して、現在に至ってございます。

ご質問の本質のハンデをお持ちの方が1人でも気楽に立ち寄れるような改善ということについてでございますが、ご指摘のとおり、現在、保健福祉課のうち、健康推進係と、それから介護高齢係が2階に位置しております。1階には福祉係が配置されているのが現状でございます。ノーマライゼーションというような観点から申し上げますと、エレベーターなどの設備をとということになるかと思っておりますけれども、費用対効果ということや既設の建物への継ぎ足しでの設置の難しさというようなこともありまして、なかなかままならないのが現状でございます。

現状で対応させていただいている状況でございますが、1階におります福祉係が総合窓口的な役割を果たしまして、車いすや足の不自由な方々の来庁に際しまして

は、用件をそこで承りまして、2階の担当職員に連絡をし、1階に職員がおりて対応をさせていただいております。

これらの方々にあっては、そのこと自体を不都合に感じたり、気兼ねに思われるような状況もないとは申せませんので、議員のおっしゃる気軽に立ち寄れる状況にはないのかもしれませんが、当面は、現状での対応をしていかざるを得ないのかなと思います。

保健福祉課職員一同、誠心誠意対応させていただきますので、気兼ねに感じられることなく気軽にお立ち寄りいただければと思います。説明は以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） 町長の見解はいかがですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

確かに、保健福祉課、隣保館に設置したということで、受付その他が非常に議員ご指摘のとおり、例えば2階に階段で上がらなければならないというような事態がありまして、これは非常にご迷惑をおかけ、不都合をおかけしているかなというふうに思っております。

いま、保健福祉課というものが、いろんなところがきちんと連携して、1つのところで事業をやるという点では、あそこにか所にはですね、集まっているということで、その面では連携して事業ができているという面はあるかと思えます。

ただ、この問題は、隣保館そのものをどうするのかという課題がやはりありまして、役場庁舎のこの中だけで全部を、本庁だけで全部をカバーできないという、そういう施設的な弱点と言いますか、困難さがありまして、それで、当時、隣保館が同和対策課で活用しておりましたけれども、同和事業の廃止によりまして隣保館があいているということがあって、また、ただ、隣保館という建物も、国からの補助金を受けて建てたものですので、それ以外の、その目的以外のものを使うということになりますと、国の補助金の返還ということがたしかその当時議論になりました。

ということで、隣保館が負っている、国の補助金を受けて建てたその目的と同一の、そういう目的がある事業ということになりまして、その中で保健福祉課の事業がそこに合致するというようなこともありまして、当面の対応として、このような

形をとらざるを得なかったという状況もあります。

いずれにしても、さまざまな課題がある中で、できる限り、住民の皆さまに負担にならないような、いろいろ改善策も講じてまいりましたが、根本的には、その2階の受付というのは、確かにご指摘のとおりでありますので、これは今後の課題として考えなければいけないものだと、このように思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） いずれにしても、2階ということで、対応の職員も階段の上り下りをしたりしなければならず、また、訪れた人もただ待たされていることで、双方にとってあまりいい感じはしません。

ですから、例えば、西、南ですか、あの角の辺にエレベータが設置とかという工夫も考えてみたらどうかと、こんな気がいたします。

これからは寒さに向かう、待たされる人の暖房のあり方ということも保健福祉課のほうでも考えていただきまして、下で待っている方が寒くていけないという形じゃないような対応をすとかということをして、だれでもが本当は気軽に、そして相談をしたり、また、指導を受けたりできるような形に改善をしてもらいたいということをお願いをいたしまして、この件を終わりといたします。

次に、「茂木町長の政治理念と4年間の首長経験とのギャップは」についてをお聞きをいたします。

町長は、過去7回の自身の選挙に、常にみずからの信じる政治理念に基づく主義、主張を全面に出し、有権者の支持を得てきました。しかし今回は、行政を批判、攻撃する立場から一転し、行政側に立ったいま、いまの立場となり、以前と違った政治感覚を持たれましたが、いかがですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） ご質問にお答えしたいと思います。

当然、これまで私は議員として4期12年議会でお世話になりまして、町の行政の問題点についてチェックをする、また、住民の声を届けるという立場で活動してまいりました。

現在、私は、当然のことですけれども、町長として、町民全体の福祉の増進、町民益ということを考えて事業を進めなければなりません。

また、これは役場というものは、職員百数十人ですね、やはり組織としての行

政の運営という面が、また違う面かなと思っております。そんな点が大きな違いだったかなというふうな点は感じております。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） 町長、以前は地方自治体ではどうにもならない国政レベルの質問等もしておりました。自身、地方自治体の首長となり、発言力、行動力が格段の差が出て、より強力な政治力が発揮できると思います。自身の政治理念に向けた具体的な行動、要するに国政とか、そういうものに対してどういうことを行ってまいりましたか。行ったとしたら、その成果とか、あるいは感触は、あるいは行ってこなかったとしたら、どういう理由でそれを行わなかったのか、また、今後行う予定があるのかなのか、お聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変難しい、レベルの高いご質問をいただいたかというふうに思っていますが、私の答えられる範囲で答弁をさせていただきたいと思っております。

いまの国の政治の問題で私が感じておりますのは、いまの国会の状況、特に国会の状況で見たときにですね、その国会の果たす役割でありますとか、あるいは各政党の果たす役割でありますとか、また、日本という国が進むべき方向性というような視点で見たときに、国民の願っている日本の姿とは大きく乖離をしてしまっているというふうに私自身は感じております。

この4年間で、国政でのこの混乱が、御代田町にも当然影響があります。国政での混乱が町政での混乱を招いて、きわめて不安定な行政運営を余儀なくされたと言いますか、苦勞したという面は幾つかありました。

私が最初に就任して出てきたのが、後期高齢者医療制度ということでありまして、これも突如として浮上してきた制度でありましたけども、この制度が実施される段階で、国もかなり混乱をしておりまして、制度がどのような形で実施されていくのかということがですね、非常に不透明な中で、また、右往左往しながらですね、動いていくと。

新年度の事業実施間近にですね、ようやく決定されるというようなことがあってですね、この問題についても非常に困惑された状況があります。

また、今度は後期高齢者医療制度に変わる新たな医療制度の創設ということで動いておりまして、そうしますと、これほど制度、この根幹をなす制度がくるくると

変わってしまったら、当然、行政としての混乱という面もありますけども、町民の皆さまの生活にとっても大混乱になるのではないかと考えております。

もう1つは、事業仕分けによる対応という点も苦慮いたしました。先ほども、これは申し上げましたけども、中学校の新校舎建設にあたって、これもですね、私どもが事前に相談をした中で補助金が出るよと、4月から実施するという事になっていましたけども、それがですね、突如2月になってですね、2カ月前ですね、事業実施の2カ月前になって、県を通して補助金が出なくなるという連絡が来ました。

その際ですね、補助金が出ないから施設の整備は翌年度に送るか、町単独で事業をしてくださいよという話でありました。そういう選択肢が示されました。

この点については、幸い、町が早急に、迅速に対応しまして、寺島県議などにすぐに相談して、お力添えをいただきまして、羽田事務所とも連携をさせていただいて、政府や民主党本部にも要望させていただいた中で補助金が出るということになりまして、一安心しましたけども、太陽光発電のときもやはり同じような状況で、対応に苦慮しました。

いま、特にいろいろな問題がありますけども、私どもの地域にとって、これは非常に大きな問題になるなと考えておりますのは、T P P、環太平洋戦略的経済連携協定という問題が出てきております。これは政府は、関係国との協議を開始するとした方針を決定しまして、来年6月ごろの参加の是非を決めるとしてありますが、T P Pへの参加は、間違いなく御代田町の農業と地域の産業に重大な影響を与えるものと考えております。

既に12月1日の全国町村長大会では、政府に対して、T P P反対を明確に表明するという事で、反対の特別決議を採択しております。このT P Pへの参加は、日本農業に壊滅的な打撃を与え、国民の食の安全と安定的な食料供給を根底から破壊する内容と考えられます。

農水省の、T P Pは例外なしの関税の撤廃ということですから、農水省の試算でも、農林漁業分野の関税を廃止すれば、日本の食料自給率は13%まで落ち込むという試算結果も出ております。したがって、御代田町が農業というものが1つの大きな町を支える産業となっていることから考えますと、このT P Pへの日本の参加という問題が食の問題にとどまらずに地域経済を破壊してですね、いくんでは

ないかと。そして、国土と環境を壊すことになるのではないかとという点で危惧しております。

そうした日本の政治の大きな動きの中で、私たちは地方自治体を運営していかなければならない。国と無関係に事業をするわけではないと、この対応が重要であります。

日本という国が何を指して進んでいるのか、どんな日本をつくろうとしているのかという大目標を見失っているのではないかと、私は実感しているわけですが、その中で、私は地方自治体というものが何を指針として歩むべきなのかということなどを常に考えて、その基本、地方自治体の歩む基本、目指す指針ということを確認に自分の中で持ってですね、対応をしているというふうに思っています。

その基本ということですが、これは当然のことなわけですが、まず、私たち公務員はですね、全体の奉仕者という崇高な精神を持っております。これが基本です。全体の奉仕者とは、町民の皆さまに奉仕するという、きわめて崇高な精神があります。奉仕者とは、社会のために献身的に尽くす人ということでもあります。更に公務員としましては、日本国憲法及び各種法律、町の条例などを守るという、法令順守という立場があります。まず、こうした基本的な精神に立って行政運営を進めなければなりません。

また地方自治法では、地方自治体の本旨について、住民の安全、健康及び福祉を保持することと第1条で定めております。ですから、私たちの仕事の原点であり、目的は、町民の皆さまに役立つ仕事をする、あるいは地域に役立つ仕事をするということでもあります。つまり、町民の皆さまのための行政でなければなりません。

また、その上で、さまざまな事業の執行にあたりましては、町の長期振興計画、あるいは自律協働のまちづくり推進計画に基づきました計画的な行政運営と健全な財政運営ということに努めてまいりました。

以上、そのような形で、国の政治のいろいろな混乱の中で、町としては、やはりしっかりと町というものをどのような形で作っていくのか、その精神でありますとか、基本をすべてこの間対応してきたというふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） いま、町長が申された形でございますが、町長が目指す国づくり、現政権と行政とは大きな差があると思われまます。いま町長が思った以前とね。その

方には、いまの地方自治体の首長となって、自身の理念をどのように生かして、改革をどのようにやっていくということを目指しているのかという形で、とにかく、いまの法律順守という形はよくわかりました。法令順守はよくわかりましたが、それを法令を変えてでもやっぱりやっていこうという崇高な理念をお持ちだと私は思っていました。したがって、その形をどうやってやったら自分の思うような形に持っていくという努力をして、これからやっていきたいと思っているのかをお聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当然のことですけれども、町にとって理不尽なものについては、当然意見を言っていくということでありまして、それは国にとどまらず、県に対しても、御代田の町民に対して理不尽な問題については、きちんと意見を述べていくということでありまして、ですから、阿部新知事が御代田町に訪れたときにも、当然、そういうことはお伝えして、意見を述べるということに対応しております。

ただ、私は国会議員ではありませんで、一自治体の首長ですから、それはそうした国会、国や県の機関に意見を申すということはあるけれども、それを国会議員というのは1つの権力として法律をつくったり、あるいはもう全くレベルの違う権限を持った方々ですので、私としては、地方自治体としてはやはり地元の住民の声をしっかりと政治に届けていくというのが私の仕事であろうと思っております。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） しかし町長は、議員当時、一般質問等でも国の政策を激しく非難し、自分たちが行政を行うと、町、国はこのくらいすばらしくなるということを書いてまいりました。私はそれを聞いております。したがって、1期4年間をやって、これで終わるわけですが、そのときの感想、やっぱり自治体の長と、首長としてやってみると自分の言ってきたことは全部通らないという形ができたのか。あるいは、やっぱりこれをこのように改革すると通ると感じておりますか、その辺をちょっとお聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当然、地方自治体の首長になったから、自分の思いですべてが動く、また、そういうことはあってはならないと、このように思っています。

それは、先ほど申し上げましたとおり、地方自治体というものは、きちんとした

精神でありますとか、従わなければいけない法律でありますとか、それとか、町の持っている計画があります。ですから、行政は、やはり継続性、計画性ということが非常に重要な内容であります。

したがいまして、そうした中でどのように進めていくのかと、町民益にどう答えていくのかということが大事かと思えます。

先ほど、健全財政、町の計画に基づいた健全な財政運営に努めてきたということをおっしゃいました。この健全財政と言いますと、何か事業を押しやるという消極的な事業執行ということをお考えですが、私はそうには考えておりません。町として、事業を計画する中で心がけていることは、町の予算は限られたものです。したがって、できるだけ国や県の有利な補助金を探してですね、国・県からの補助金を活用した積極的な事業の執行を進めてきました。

古越日里議員の質問の中で、この4年間の進めてきたいろんな事業ということについて紹介させていただきましたけども、その事業というものは、できる限り、やはり国や県の補助金を探してですね、そうして、町の一般会計を使わずにですね、できるような形で努力をしてきたというのは、特に厚生労働省の関係では、恐らく今年では1億円を超える補助金を獲得して事業を進めることができると思っていますし、それから県との関係でも、来年度に計画しております2億円という県の、これも100%補助、2億円の補助を受けて、緊急の雇用対策を計画しておりますけども、こうしたものは、非常に私どもとして、県の職員との関係、あるいは厚生労働省の職員との関係、いわゆる友好的な関係ということをおっしゃいますけども、そうした中で、町の一般会計からの支出を減らして、有効な事業を行うという点では、私はこれは非常にすぐれた、努力された、努力のうえに生み出すことができた事業だと思っております。

そうした形で、町の予算というものが限られた中で、それ以上の事業をするということのためにどうするのかということをおっしゃいますので努力してやってきた内容だと、このように考えております。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） そうすると、町長は、先ほど言いましたが、過去、理念を持ってきたことは、現行の国の制度は非常にいい制度というか、それを認めて、その制度の中でやっていくということになりますから、最初の理念というものは、曲げてで

もこの形でやっていったほうが良いということになるのでしょうか。あるいは、あくまで初心を貫いて、その形でやっていこうとするのか何かというか、そのギャップがどうなっているかということが一番聞きたかったこととさせていただきます。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 自分の理念を曲げてというような話がありましたけども、私が町長になるうえで一番の柱は何であったかと。それはですね、やはり、私が就任する前の年の10月3日の日に、この部落解放同盟との関係で苦しんだ同和対策課長がみずから命を落としてしまうという、御代田町にとってきわめて不幸な事態がありました。

私が町長として、いろいろな事業はやってきたり、いろいろしましたけども、一番の私の町長としての原点は、職員が、または町民がですね、町のそうした理不尽な事業のために命を落とすというようなことは絶対にあってはならないというのが、私の町長としての基本的な考え方です。そういう考え方をもとにさまざまな事業を展開してきたということでありまして、私の議員時代も、この同和事業の問題は、この十数年にわたって町のあり方を厳しく追究してまいりました。

したがって、その基本的精神は、私が町長になってこの問題を解決して、また、自殺された同和対策課長のご家族から、これが公務災害にあたるのではないか、つまり、同和事業にかかわっていたその職務上の結果として自殺に追い込まれたのではないかという訴えがありまして、私としては、私どもとしては、町で、町の同和対策事業によって一体職員がどういう状況にあったのか。特に自殺されてしまった同和対策課長がどのような状況であったのかということ、私を先頭に、職員もすべてを語っていただきました。

この種の自殺、公務災害という場合には、やはりかなり難しい事例として、県の担当者からは聞いておりました。しかし、私どもがそうした問題について、頑張って事情を説明する中でですね、この種の中ではかなり珍しい、珍しいと言いますか、異例のですね、早い段階での公務災害が認められました。

そうした、私としては、町長として一番の町を思う理念というものは、議員のときから全く変わっていないと、このように思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） 町長は、そのいまの現段階で町長、非常に町政とすれば努力して

うまくやっているという形でとってよろしいわけですね。

それとあと、もし、町長が目指すまちづくりに何か欠けているとすれば、それは何が欠けているのか。あるいはそれをどうやってやったら補っていくのかという考えはお持ちですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変難しい質問をきっといただいているような気がしているわけですけれども。

欠けているものは何なのかということでもありますけれども、私のこの4年間の果たすべき歴史的使命は何かということで4点を申し上げました。それは、私が町長になった段階で、そのときに解決が迫られている問題として4点を中心にこの4年間いろんな努力をしてきて、それが一定の方向性と言いますか、それはまだ、きわめて初歩的な成果だと思っております。

私が進める改革というものはですね、何か未来の青写真を描いて、つまり、自分が理想とするものを何か思い描いて、何と言うか、絵を描いて、また、ユートピアのようなものを思い描いてですね、その自分の理想や思いだけで改革をするというものではありません。その改革の基本はですね、この御代田町の現在ある現実、これをしっかりと見つめてですね、いま何が町の発展の障害になっているのかということをしかりと見定めて、その障害物を取り除くために、やはり一步一步、まさに山道を上るように着実に進める改革というふうに考えております。

もう1つはですね、その中で、その町長のリーダーシップということが、当然、きわめて重要な要素でありますけれども、しかし、その決してトップダウンにならない、つまり、町長の独断で動く行政であってはならないということでありまして、この間、あらゆる課題に対して、できるだけ役場という組織の中で、集団的に議論を積み重ねて、そして、役場組織としての知恵と力を総結集して進めるよう心がけてまいりました。

ですから、私が、何と言いますか、例えば10ということ考えたときに、それが10まで行かなくて、例えば3までであったり、3から6になったりとか、ですから、この間の改革を見ていただければわかりますように、例えば子どもの医療費の無料化という問題も、一気にですね、行くのではなくて、最初に掲げた小学校6年生までというのにつきましては、これは所得制限を設けて、そして、所得制限を

設けて実施した中で、その予算の状況はどうか、将来に継続が可能なのかというところを見定めまして、所得制限を外しました。

今度は中学校3年生までということ、年齢を上げましたけども、しかしこれも、中学校3年生まで完全に実施した場合に、将来にも継続してできるのかどうか、どんな状況になるのかということを見るうえで、現在では中学校3年生、中学校1年から3年生までは所得制限をつけております。ですから、一気に思い描いたところですね、到達するのではなく、1つひとつ、やはり実践をして、その実践を検証して、そして間違いのない一步一步の前進をつくっていくというのが、私のこの4年間の取り組みの内容であります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） 次にもう1点、町長にお聞きをいたします。

町長のよく言う町民益について、お聞きをします。

町民が、こうやって国民が知る権利が優先なのか、国家間の機密が優先なのか、一瞬にして情報が全世界に発信できる現在、国民の利益はどちらなのかと意見の分かれるところです。

地域においては、個人プライバシーの保護の観点から、隣は何をする人ぞと他人には干渉しづらくなっているが、老人の孤独死などが発生すると、児童民生委員の責任論が出るなど、相反する意見が出る昨今、町長が好んで使う町民益とは何なのか、何を基準に、何をもとに町民益なのか。あるいは益があると当然損がございませう。何をすると損なのか、そのボーダーラインがどんなという基準が何かありましたら、お聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変難しい質問をお受けしておりますけども、どういう答えをお望みなのかは私はちょっと、非常に難しくてですね、いま即答ということが非常に難しいかと思っておりますけども。

いずれにしても、最初にも申し上げましたとおり、私たちとして守らなければならないのは、法律、法令順守ということ。それは、法令順守とはどういうことかと言いますと、その法令が国民にとって利益になるのか、利益にならないのかということのも当然、法律というものはあるかと思っております。しかし、地方自治体としては、その国が決めた法律には従わなければならないということのも事実です。

したがいまして、私どもとしては、法令の順守という立場で、これがつまり国民あるいは町民の皆さまの平等、公平性を確保するものとして、要するに基準のない行政ではだめだと思うんですね。ですから、このやはり基準に基づいて、私どもとしては進めると。

ただ、その中で、国の法律の中で、町民の皆さまに不利益に、例えばなるような案件については、それは町として、どのような形で、そうした矛盾があれば矛盾を解消することが町独自としてできるのかどうか、こういうことは当然考えなければいけないと思います。

いずれにしても、私どもは、地方自治法で定められている地方自治体の本旨、住民の安全、健康、福祉を保持するというですね、この大目標に向けて、行政として取り組んでいくというのが私の責任だと、このように考えております。

大変申しわけありません。これ以上、難しい質問にお答えすることは、かなりもう困難な状況に陥っているかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） 例えばですね、町長。費用対効果というように、算術でね、だれにでも一目瞭然にわかることもあれば、例えば生きがいだとか、文化活動だとか、数字として非常にあらわれにくいものもありますよね。その形のときに出たときに、この事業は、例えば、その文化活動とか、教育になった場合は、何かがあるはずなんですよ。自分の考え、町長の考えでいいんですよ。町長、私はこの考え、こうなるとこれは町民利益になるからやりたい。あるいはこの件は町民益にならないからやめたいということに、何かその基準、先ほどよく法令の基準を言いましたが、法律にはそんなことは書いてありませんから、町長、自分の判断でできる形において、何を基準にしてやるかってわからないと、非常に耳ざわりがいいんですよ、町民益って言葉が。そう聞いたときに、果たして何を基準に言っているのかって、一般町民、私なんか全くわかりませんところがありますから、形に聞いたときに何かあると非常に参考になると言うか、次に考えるときに、ああ、これを基準に考えているんだなというのがあれば、非常に私としてはよくわかるということで、お聞きをしているわけでございます。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 一般的な回答になるかと思えますけれども、当然、私どもは予算を、

事業を決めて予算を支出するという場合には、負担公平と言いますか、そういう原則もありますし、費用対効果などもありますですね。ですから、当然、そうした議会の皆さまや町民の皆さまにご理解いただけるような、そうした原則というものは、やっぱりきちんと持たなければいけないと。何かその、じゃあ何ですか、人気取りと言いますか、人気取りの受けのよいらまきというようなことも、国の政治ではどうもあるような感じをしておりますけども、それはやはり私は間違いだと思っています。やはり、町民の皆さまから必要な負担は公平にさせていただき、それから費用対効果というようなものを基準として考えてやっていかなければいけないものだなというふうに思っております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） 町長もわからないと言いましたが、私も聞いていてもよくわからないのでございますが、例えば、1つ事業をやるに対して賛成、反対というものがつきものですよね。その形で多数決で決めれば、すべてそれが町民益ということになるのかならないのかということもちょっとお聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） だいぶ議論が迷路に入り込んでいるかなという感じはしておりますけども。

私どもはいずれにしても、行政として、いま述べさせていただきました諸原則に基づきまして、事業のための予算を提案をさせていただきまして、それを町民の皆さまの代表である議会の皆さまにご審議をいただいて、ご決定をいただいて、それがなければ、私どもは何も事業をすることができません。

したがって、そうしたきちんとした制度上のブレーキでありますとか、規制でありますとか、そういうものをですね、きちんと持っている中での事業執行だというふうに考えておりますので、そんなことをご理解いただければと思いますけれども。

これ以上の迷路へはまり込んでいくのは、かなり危険な状況かと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） ただね、先ほど言った多数決の問題、こういうことをよく言われますよね。赤信号、みんなで渡れば怖くない。しかし、それは完全に法律違反で、

違反でございます。ということは、皆さんよく知っていて、そういう形が出ます。

それともう1点、多数決がもし町民益となるならば、町長、議員時代にはかなりの案件に反対をしてまいりました。ということは、それはすべて町民損だと思っていらっしゃるのか、あるいはそういうことの考えはないのか、ということをお聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても、日本における民主主義というものは、決する方法としては多数決ということが民主主義の基本原則となっておりますので、その基本原則に従うということが大事なことは思っております。以上です

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） それでは、せっかく通告内容に書いてありました、では町長車の廃止の件について、ちょっとお聞きをいたします。

茂木町長就任前の選挙公約といたしまして、町長車を廃止するというところで、明確に出しまして、町長車は現実に廃止はされました。それでいま茂木町長が就任前と就任後の1台減るという一般的な見方になりますから、町で持っている公用車というものに変化はあったのでしょうかでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

ご質問の、町長専用車の廃止により、1台減ったか、現況はどう変化したかということではありますが、現在はその町長車ということではなく、総務課管理の11号車として管理しております。しかしながら、基本的には町長の出張等で優先的に使用しているというのが現状であります。ほかの者の使用につきましては、副町長が出張の折に使用する場合がありますし、職員の場合でもほかに公用車が1台も空いておらずに遠方へのお出張など、その使用形態によっては貸し出しを行うということで、一切貸し出しを行わないということではありません。また、4年前の公用車の台数と現在の台数というご質問だと思うんですが、現在、公用車の台数については、消防関係車両、各分団に配置している車も含めてですけれども、そういったものや、グラウンド整備用のトラクター2台を除きまして、38台であります。4年前は39台の公用車がありましたので、1台減少しているということになります。しかしながら、町長専用の車そのものを廃止したわけではありませぬので、その分の公

用車が減少しているということではありません。なお、この12月25日には、またもう1台普通車で車検が切れるものがございますので、廃止する予定であります。ですから、町長の任期中の4年間では公用車2台、普通乗用車が減少することになります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） そうすると、一応公用車自体は減っているということと、町長車ではございませんが、一応町長優先車があると、こういう解釈でよろしいですか。そうすると、その町長車の廃止によって、経費の節減というものがどのくらいできたかということをお聞きをいたします。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

経費が幾ら節減できたかというご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、その町長専用の車そのものを廃止したわけではありませんので、そういった観点では経費の節減はできていないということになります。また、担当課が使用する公用車や総務課管理の公用車いろいろあるわけですが、これら町で管理している車すべてということで申し上げますと、あえて申し上げますとということで、公用車の維持管理面では、この普通乗用車1台を廃車したことによりまして、燃料費は除いてであります。車検費用、法定点検代と修理代等の費用、約3年9カ月分で、ざっと平均的な数字を足しますと、33万円程度。それと今現在、ハイブリッド車を2台購入しておりますので、この4年間の途中から重量税が全部減免になっております。その2台分で7万5,600円。そうしますと、合わせて計40万円程度の節減ができたということになるかと思えます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） ということは、町長車という名前がなくなっただけだと、こういう解釈でよろしいかと思えます。それで、その結果、町長、今後も町長車を廃止したということは良かったのか、あるいはあまり意味がなかったのかということは、どっちに考えておりますか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今の公用車の関係では、長距離のところに行く場合にはETCが付いている車ということになりますと、やはり町では限られております。そういう

意味では、その町長車、専用に使っている車をそうした長距離のときにみんなが使えるようになったという点では、これは大いに活用されるようになったというように考えております。

○議長（柳澤 治君） 古越 弘議員。

○8番（古越 弘君） ということは、よかったと。良としたと、そういうことでよろしいですね。

時間が多少あるようですから、ちょっとではあと最後に、私のちょっとした提案というか、意見というか、先ほどの大きな話から大分小さくなりますが、形的には。ちょっとお聞きを願いたいと思います。これは回答はもらわなくて結構で、私のちょっとした提案でございますから。

日々の生活をしていくうえに、必要なことをすると、体力の維持、健康が保たれる、これが最良の方法だと私は思っております。そこで、高齢化社会に突入した今、今後おそらく20年とか30年ぐらいは、この状態が続くと思われまます。したがって、高齢者向けの販売店、要するに、今の販売の仕方は、子どもとか弱中年層ぐらまでの人たちを中心の、大型スーパー、ホームセンターとか、あるいはアウトレット、コンビニ等がやっておりますが、それと異なり、昔懐かしい売り手と買い手の対話のある、ゆったりと静かなときが流れ、高齢者が安心もして、ゆっくり買い物のできる販売方法を用い、買い物に行くことで地域の話や社会情勢等の情報を得たり、顔見知りとなった客同士、井戸端会議ごとき雑談ができれば、屋内に引き籠もりがちの高齢者の方も、日々の買い物が楽しみになるのではないだろうかということになりますと、例えば『ハートピア』の一角の方に、そういう形の店を設けて、そこまではある程度歩いて行かなければならないという形のものをつくりますと、自然にそこを歩くことによって、運動不足にならない、あるいは料金を支払うことによって頭を使って、社会の構成員の一員としての自覚を持ったり、今日の献立はどうしようかということを考えたりする、あるいは、せっかく増やした保健師とか栄養士さんたちに何かメモとかそういうものを書いてもらって、今の旬の野菜はこれですから、こういう料理を食べると身体にこういうものはいいんだよという形の提供をする、あるいは保健師さんがこういう運動をちょっと家でやったらどうかという形が、高齢者の方々にわかるようにというようなものを考えてみたらどうかということ提案をいたします。例えば行政としては、土地建物を貸し

てやる、店はなかなかそれだけだと商売的に成り立つのは難しいかと思われまので、先ほど言いましたように、例えば公園内でも結構ですが、条例の5条の1項に町長の許可があれば出店ができるとかという形がございます。そういう形になれば、少し離れたところに行くと、自然にその場所に行けば地域の話題もできるし買い物もちょっとできるというようなものを考えて、プレミアム商品券の件も先ほど出ましたが、あれは2, 200万円ぐらいの補助をしてございますが、少なくとも100万円とか150万円ぐらいの形で、健康にするために、人たちがまた楽しみで店を歩けるという形、若者以外の、本当に老人向けの店というものは、全国的にあまりないと思います。そういうものを何か1つ考えてみた、これが最良の方法かどうか私はわかりませんが、一応そんなことも考えてまちづくりをしていただきたい、こんなことを提案をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告4番、古越 弘議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

（午後 2時59分）

（休 憩）

（午後 3時10分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告5番、茂木 勲議員の質問を許可いたします。

茂木 勲議員。

（4番 茂木 勲君 登壇）

○4番（茂木 勲君） 通告番号5番、議席番号4番、茂木 勲です。

国が伝達する緊急情報について質問いたします。

旧来から災害は忘れたころにやってくるといわれています。しかしながら、昨今の状況につきましては、ある程度の進路予測が可能な台風以外にも、突発的なゲリラ豪雨などの、異常気象による甚大な災害が毎年のように全国各地で発生しております。

10月20日に発生した奄美大島の大雨による災害では、多数の土砂崩れのほか、電話交換所の浸水、電話交換所の浸水による固定電話の不通が2日間、一部の地域で携帯電話の不通が6日間となり、その間の情報収集や伝達は困難を来し、奄美市

長も記者会見で、想定し得ない災害だった、迅速な情報把握ができなかったことを悔やんでいると述べています。つい先日も、国内で強風、豪雨、竜巻などにより、住宅災害、死亡者も出ています。これらの報道などを見ますと、的確な情報把握により避難勧告や避難指示などの判断ができ、それら緊急情報を的確かつ迅速に伝達すること、そのことが住民の生命や財産を守るうえで非常に重要な役割を担っていると、改めて認識いたします。また、何よりもこれらの災害がないことが一番です。常に災害などの非常時に備えておくことの重要性につきましても、再認識いたします。

さて、振り返って当町の緊急情報伝達手段の現状を見ますと、平成7年度に導入したオプトーク通信に加入する世帯率は、今年10月末日現在で24.02%となっており、全世帯の4分の1に満たない状況です。その原因は、民間の事業者による町内全域への光回線の布設と、それに伴い、オプトーク通信と同時に利用できないひかり電話へ加入者が切り換えたことによるものと聞き及んでいます。仕事や生活に、インターネットの利用が欠かせなくなっており、このことは社会の趨勢であり、今後も加入世帯の減少は続くものと推測されます。

このような現状で、町民の安心・安全な生活が守られていると言えるでしょうか。国は武力攻撃事態などにおける国民保護のための処置に関する法律、いわゆる国民保護法を平成16年に制定し、国民の保護に関する国の役割として、基本指針を定め、都道府県及び市町村に対しては、国民の保護に関する地方自治体の役割などを示した計画策定を求めました。そして、当町においても、平成19年3月に御代田町国民保護計画が策定されています。これらの指針や計画に基づき、国は全国瞬時警報システム「J-ALERT（ジェイアラート）」と呼ばれている広域的な緊急情報を発信するシステムを整備したと聞いています。

先月も、北朝鮮が韓国の延平島へ攻撃するなど、国家間の関係が不安定なものとなっております。国はこれらの武力攻撃事態などは想定していると思いますが、それ以外に噴火や台風、豪雨などの災害時にもこのシステムは活用されているのでしょうか。

まず初めに、このシステムの仕組み、整備状況、活用状況について、担当課長に説明を求めます。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

まず、J－A L E R Tとはどのようなものかということですが、J－A L E R Tとは、国が、これは管理は消防庁であります、国が整備した全国瞬時警報システムの通称であります。地震や有事などの対処に時間的余裕のない事態が発生した場合において、通信衛生、地域衛生通信ネットワークというものですが、これを用いまして、国から情報を送信し、市町村が整備した同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民の皆さんに緊急情報を瞬時に伝達するというものであります。国による有事などの覚知から、住民への伝達まで時間的なロスを最小限にすることができるシステムといわれております。平成19年9月から一部の地方自治体で運用が始まっており、平成22年3月1日の時点で344の市町村がシステムを導入し、そのうち282市町村で運用されております。

次に、J－A L E R Tではどのような情報が国から送信されるか、ご説明させていただきます。

国から送信される情報は、大きく分けて、気象庁が作成する気象予警報と、内閣官房が作成する有事関連情報になります。具体的には、緊急地震速報など地震情報を6種類、噴火警報などの火山情報が3種類、大雨警報など気象情報が2種類、津波警報など津波情報が3種類の、計14種類の気象予警報と弾道ミサイル情報など有事関連情報4種類で、合計18種類の情報が送信されます。平成19年10月から気象予警報などの情報が導入自治体へ送信されており、本年2月に発生したチリ地震による津波警報につきましても、関係自治体へ送信されております。

国は、J－A L E R Tを国民保護における情報伝達の根幹を担うシステムとして位置づけております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、運用が始まってから丸3年が経過するわけですが、既設の同報系防災行政無線への接続に、場合によっては数百万円の工事費が必要になることから、地方自治体での導入率は非常に低く、全地方自治体の整備が課題となっているということでもあります。

こうしたことから、国では平成21年度の補正予算により、交付金を創設しまして、全地方自治体での受信体制を構築することにより、国民への伝達体制を整えるべく、全国一斉整備を実施することとしました。

その内容としましては、全国の地方公共団体にJ－A L E R Tを受信するための

機器等の整備はもとより、同報系防災行政無線等が整備されている自治体においては、住民の方へ放送するために当該無線を自動的に起動させる必要があります、その工事等の費用につきましても、100%国費で負担するというものになっています。平成22年度末には、当町を始め全国の地方自治体において受信機等の整備が行われ、同報系防災行政無線等が整備されている自治体では、J-A L E R Tによる住民向けの情報が放送できる予定になっているというところであります。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） 次に、当町は昭和25年8月の豪雨により、大規模な土石流災害が発生し、塩野、舟ヶ沢地区においては、埋没人家2棟、死者3名、流失田畑が56町歩という甚大な被害がありました。更に昭和42年には、豪雨により塩野地区において土石流が発生し、自衛隊が派遣されるなど、過去には豪雨による大きな被害を被っています。また、平成19年には台風9号による暴風により、町の半数を襲った大停電などが発生しています。当町においても、ほかの市町村同様に、豪雨や台風などへの災害の備えが必要であり、また、浅間山を北に控え、御代田町は浅間山の噴火による災害にも備えておかなければなりません。町の防災計画によりますと、災害等の緊急情報に関しては、オフトークや広報車を利用して伝達することとなっております。確かに計画を策定した当時の状況では、このとおりであったと理解していますが、先ほども申し上げましたとおり、現在のオフトーク通信では、緊急情報が広く住民へ行き渡らず、広報車では迅速な伝達が物理的に不可能であることは、どなたの目にも明らかです。また、町内には自力での避難が難しい方もおられます。一刻一秒を争う速やかな情報伝達は、町民の生命にかかわるもっとも重要な要件であり、町の責務と考えます。町はこれらについてどのように考えていますか。また、いつまでにどのようなものを整備するのか、先ほどのJ-A L E R Tとの連動は可能なのかどうか、担当課長に説明を求めます。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

先ほど、茂木議員がおっしゃられたとおり、オフトーク通信の加入世帯は全世帯の4分の1程度にまで減少しております。ここでオフトーク通信の現状について、少しお話させていただきたいと思っております。

オフトーク通信の平成19年度から平成21年度のそれぞれの減少数は、176世帯、223世帯、153世帯と、平成16年度から平成18年度における減少世帯平均67世帯の2.3倍から3.3倍に増えております。今年度も既に70世帯が減少し、今年11月末日現在の加入率は、23.73%、1,413世帯となっております。また、今後におきましても、ひかり電話への移行による減少には歯止めがかからないというふうに予想しております。

オフトーク通信は、設置当初から緊急情報とお知らせ放送という2種類の放送を行ってきております。町といたしましては、緊急情報の第1報をオフトーク通信に頼っている現状を考えますと、加入世帯の激減ということは、住民の皆さんの生命・財産にかかわる重要な問題であり、オフトーク通信に代わる緊急時の情報発信手段の整備は、町の喫緊の課題となっているということでもあります。このようなことから、平成19年6月に御代田町の今後の緊急情報の伝達方法を検討するために、各種団体等の代表者を委員とした緊急告知システム検討委員会を設置しました。

委員会では、緊急告知システムの基本的な考え方等をまとめ、平成20年2月に検討結果を町に報告していただいたところであります。この報告や専門家の意見などを踏まえまして、庁内で検討した結果、緊急情報を伝達する手段につきましては、同報系防災行政無線が最適であると判断し、平成23年度の工事実施に向け、現在、実施設計等の作業を進めているところであります。導入を予定しております同報系防災行政無線は、簡単に申し上げますと、役場から無線を使って各区に設置しましたスピーカーを鳴らすというものです。スピーカーが2個から4個ついた屋外放送施設を、町内全域に66カ所ほど設置することを計画しております。

○議長（柳澤 治君） 総務課長に申し上げます。

この間全協で詳しく説明してありますので、簡潔にお願いします。

○総務課長（荻原眞一君） わかりました。

全協で説明してあるということで、この先、ちょっと細かいことはもうないのでありますが、その設置場所につきましては、避難所となる公民館をどこの地区においても基本的な場所として考えているということでもあります。できるだけ多くのお宅に音が届くよう、音の到達範囲などを考慮しながら選定していく予定であります。また、特定の屋外放送施設から戸別放送をすることができますので、区の放送としても利用できるということでもあります。また、本年度末までに整備するJ-ALE

R Tにつきましても、同報系防災行政無線の整備にあわせまして連動させるための接続を23年度において行うこととしております。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 茂木 勲議員。

○4番（茂木 勲君） 前回、全協でお話を伺っていますけれども、やはり町民の皆さまにわかっていただくために質問していました。いずれにいたしましても、町民に対する緊急情報の伝達に関する御代田町の現状につきましても、非常に由々しき状況にあると言わざるを得ません。災害発生等の非常時において確実な情報を速やかに町民に伝えることによって、町民の一人ひとりの初動の判断材料となり、被害は最小限に抑えられる要因となります。町民の生命・財産を守り、安心・安全な生活を守るために、さまざまな伝達手段を、効果的・効率的に組み合わせながら、一日も早く情報伝達システムの構築を済ませることを求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告5番、茂木 勲議員の通告のすべてを終了いたします。

通告6番、小井土哲雄議員の質問を許可いたします。

小井土哲雄議員。

（2番 小井土哲雄君 登壇）

○2番（小井土哲雄君） 通告6番、議席番号2番、小井土哲雄です。

本日、私は、2月の町長選挙出馬について、また、町庁舎耐震検査結果の今後の対応についてということで、2件、上げてあります。

最初に、町長選出馬についてでございますが、茂木町長は、前回の選挙では無所属の出馬であったが、現在まで日本共産党に籍を置いております。今回の選挙では、どのような形での出馬を考えているのか、この件について質問させていただきます。

参考までに、前回の町長選の取得数と申しますか、申し上げますと、茂木町長は4,333票獲得、土屋前町長は3,215票の得票であり、1,118票の差でありました。その中で、茂木町長が当時、共産党議員であることを多くの町民は承知している中、出馬に際しては無所属での出馬となりました。私自身も当時、茂木町長は日本共産党を脱会もしくは退会し、前回の選挙に出馬したものと思っただけでありました。共産党から退会し、町長選に挑むとは、なかなか根性あるいは思い切った決断と、多くの町民の皆さまは勘違いなさったのではないのでしょうか。私も

その1人でありました。

東京の親戚の方から、御代田は共産党の町と、多くの人が囁いていると聞かされました。たまたまトップが共産党所属という結果に前回なったわけですが、御代田町全体がそのように見られることは、共産党を支持されている方は、頼もしいことではあるのですが、いささか私としては納得のいかないものがあります。聞くところによりますと、日本共産党に除籍願いを出したが、受け入れられなかったとの話も耳にしているところではありますが、仮にそれが事実であれば、党本部としても、首長が共産党員であれば、それこそいい宣伝広告人物となるわけですから、逃がすはずがありません。こう思うのは私だけでしょうか。この除籍願いの件についても、事実関係をお聞かせ願いたいと思います。

そして、大事なところが、今回の町長選には無所属か日本共産党員として立候補するのか、主義主張が町民の皆さまに理解いただけるような説明をお願いいたします。優しさと申しましょうか、思いやりも込めて、ひと言付け加えますが、ひとつ間違うと言いわけになりますので、ご注意なさりますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） ただいまご質問いただきましたのは、無所属であっても日本共産党の党籍を持っているということでありまして、この経過につきましては、4年前に初当選をしたときの3月議会で答弁をさせていただいております。私がこの無所属という立場で当然、今度の選挙も当然無所属という立場であります。それは、これまでの4年間の私の政策、また進めてきた事業、議会での言動などを見ていただければおわかりいただけるものではないかと思っております。町長として私は無所属の立場であり、実際の行政運営も無所属の立場を貫いております。

無所属といいますのは、町民の皆さまのご意見などによって、町政を運営するという意味でありまして、特定の政党の政策や理念によって行動するということは、当然ありませんし、その他の政党の干渉も受けることは全くありません。私は、党籍は日本共産党に所属をしていますが、それは一党員に過ぎず、共産党の役職その他は一切持っておりませんので、党の政策や方針などに拘束される立場にもありません。あくまでも一政党の党員に過ぎないということでもあります。

私は、この4年間、当然無所属という立場でありますから、あらゆる政党や国会

議員などの総会、選挙の事務所開き、こうしたところで来賓として立場で出席をさせていただいております。民主党の国会議員の選挙で激励のあいさつをさせていただきましたり、民主党の集会はかなりパーフェクトに近い出席をしているかなど、こんなふうに思っておりますけれども、それから自民党の候補者の出陣式、県議会議員選挙、市長選挙などで、ご案内をいただいたところには、日程調整がつけば、ほぼすべて出席をしています。自民党の総会でも、自民党頑張れという激励のあいさつをさせていただきましたし、創価学会の池田大作名誉会長ですか、この写真展が小諸でありまして、このときも乾杯のあいさつもさせていただきました。東口議員が町議に当選される前に、役場を訪れまして、私に要望書を出されましたが、その記事も写真付きで公明新聞に大きく紹介をされまして、これも御代田町のアピールになったかなど、こんなふうに思っております。それは、町長というものが町民の代表であり、町民の皆さまがそれぞれの政党あるいは候補者を支援しているわけですから、町長としてそうしたすべての政党あるいはその関係者のところに来賓として出席したり、激励をするのは、当然の務めだと考えております。自民党であれ、民主党であれ、一党一派に偏った行政であってはならないと考えております。党派を超えたまちづくりというのが、私の基本的な考え方であります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） 確かに無所属であっても日本共産党に籍があるということが一般的にそれは許されるというか、法を犯しているわけではないということは理解できます。

ただ、ご存じのとおり、私の親父も頑固な人間で、そんな育ち方をしてきたので、また蛇足になりますが、私も太鼓の関係をやっていて、25周年があったんですが、そのときのサブタイトルが『生きざま』というような形で、非常にこう、人の道というか、生きる方向を大事にしている1人であります。そんなところから、確かにそういう逃げ道はあるんでしょうが、もし共産党の籍を脱して無所属、本当、本来の無所属と申しましょうか、そういう形が私自身は望ましいのではないかということで、お聞きしているんですが、もう一度心変わりはありませんか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私自身、36歳のときから日本共産党公認の町会議員として、また県議会議員選挙にも2度公認で出ておりますので、いまさら無所属といってもいか

がなものかと思っているんですけども、いずれにしても、今いろいろな政党が組み合わせが変わったり、あっちに移ったりこっちに移ったりというような状況も見られる中で、私は逆に自分として生きてきたこの議員として活動してきたそういうことを考えますと、やはり人間としてはその道を貫くのがまっとうな、ただいま生きざまという話もありましたけれども、まっとうな生きざまではないかなと思っております。また、御代田町で何回も話になっていきますけれども、同和事業を廃止できたということで、町民の皆さまからいただいておりますのは、共産党だからできたという評価もいただいております。私としては、自分としてのきちんとした政治理念というものをしっかりと持って、あっち行ったりこっち行ったりというよりも、一筋の道を歩いていくのが私の人間としての生き方かなと思っておりますので、そんなことで是非ご理解いただきたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） おっしゃることが素直にわかる方と、少し頑固にこだわる方と、いらっしゃると思うんですよね。それが人それぞれですからありますからね。色に例えると失礼ですけど、大変申しわけないですが、日本共産党というと赤い色に何かイメージがありまして、町長におかれましても、同僚議員におかれましても、共産党所属の方、いらっしゃるんですが、いろいろお話をしている中で、決して赤くはなく、ピンクだなという雰囲気、感じているところではあるんですよ。ただ、そのちょっとしたこだわりというものが、私に限らず何人もの町民の皆さまは持っていていらっしゃるので、さっきもおっしゃったとおり、いろいろな会合、各党のね、にも、どこに出ないとかではなくて、そういう行動をなさっているということで、理解なされる方もいるかと思いますが、引っかかる人は引っかかるということは述べておきたいと思えます。

関連、町長選に向かったの関連ということで、午前中、同僚議員の質問といえますか、お話があつて、止められた部分があつたんですが、関連ということで、こちらの文章について、ちょっとお話を聞きたいので、議長には止めないようお願いいたします。

明るい御代田町をつくる会の11月1日発行分に、茂木町長は住んでみたくなる魅力ある町にということで、ここに文章を載せております。

発行責任者はもちろんいらっしゃるわけですから、直接町長がかかわっていない

との認識になると思いやりを持つ方もいらっしゃるでしょうが、2月の町長選挙に向かい、明るい御代田をつくる会のこれ会報と申しましょうか、そこに「茂木町長になって御代田町はどう変わったの?」ということで、4年間の取組みを紹介しております。別にこの会報が法を犯しているわけではないので、とやかく言うつもりはありませんが、この中に先ほども質問が出ましたが、『女性特有のがん検診が無料に』という見出しで、女性特有の乳がん、子宮頸がんに対して定められた年齢時に無料で検診を受けられるようになりましと、こちらに書いてあります。この文章を町民の方はどう見るでしょうか。これは国の政策であって、21年度は国が全額を負担していましたが、22年度は国が半額の負担となったので、議会の承認を受け、町が残りの半額を負担することになったわけです。町独自の事業といえば、確かに間違いではないのですが、長野県内ほとんどの市町村が国の削った残りの半分の金額を負担しております。すばらしい事業であることに間違いはありませんが、そんなに威張れることでもない。議会の承認を受け、当たり前な方向に進んだだけのものかと思えます。

ほかにもいろいろと見方によれば町長が1人で何もかも事業を進めてきたような書き方がされていますが、町長はこの10月1日明るい御代田をつくる会発行のこの文章、発行前にこれ、目を通されたんでしょうかね。また、今私が指摘した部分にどのような見解をお持ちですか。お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当然それは明るい御代田をつくる会の政治活動の一貫として、行っていることであります。当然私もそれは責任がありますので、見ておりますが、今のご指摘いただいた点については、今後そのご指摘については受けとめて対処したいと思っております。

ただ、やったのかやらないのかと言えば、やったということは間違いがないことなんですけれども、いずれにしても、それはいろいろな事業が町長が独断で何かできるわけではなくて、今おっしゃいましたように、議会の承認をいただいて実施をしたということでありますので、そうしたものを通じて制度そのものを広報していくという意味もあるかなと思って、載せているという面もあるかなと思っておりますので、今後、その点についてはご指摘は受けとめて対処させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） 素直なご答弁をありがとうございます。

このように誤解を招くような文章は、2月、町長選挙も近いので、フェアでないように私は思うんですね。

フェアでないといえば、ついでに申し上げますけど、ふれあい広場が行われたときに、あれはたしか県議会の補欠選挙でしたか、の近くだったと思うんですが、時期的に気持ちがわからないわけではないんですが、ある候補者はたすきを掛けて、ご老人に優しい笑顔を振りまき、何らかの活動をしていました。それなりにすばらしい弁護士先生がついていらっしゃるのですから、多分違反にはならないと思いますが、個人的にはたすきをとってお手伝いをしていただいた方が、ふれあい広場の趣旨から見てよろしかったのではないかと個人的には感じました。

再度申し上げますが、2月に町長選挙が行われようとしている中、フェアな選挙をそれぞれがそれぞれの候補者に望みたいことを申し上げて、この件は終了いたします。

次に、町庁舎の耐震検査結果と、今後の対応についてということで、町庁舎の耐震検査結果の説明と、新庁舎建設に向かい、町の考えはということです。

最初に、総務課長の方に、11月末に庁舎の耐震検査がおおよそわかると伺っておりました。ですから、まず、その検査結果の内容を教えてくださいと思います。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員の一般質問中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

まず、町庁舎の耐震検査、耐震診断の判定結果ということだと思っておりますが、小井土議員もご承知のとおり、役場庁舎はこの議会棟も含めまして、昭和41年に建設して以来、これで44年が経過しております。当然、現行の耐震基準以前に建築した建物であることは、言うまでもありませんが、老朽化が進んでいることや、災害発生時には災害対策本部を設置しなければならない施設となっていることであり

ます。ですから、遅きに失したところではありますが、耐震診断を行い、その判定結果を受けまして、耐震補強工事を実施するのか建て替えを考えなければいけないのか、その判断を行うことにしたものであります。

それでは、耐震診断の状況についてご説明申し上げます。

役場庁舎の耐震診断につきましては、本年8月に小諸市の株式会社東山設計と業務委託契約を締結しまして、現地調査等を行う中で、その作業を進め、小井土議員先ほどおっしゃったとおり、この11月27日の土曜日に診断結果及び改修計画に対する審査を受けるため、判定会にかけられたところであります。

その判定会の結果はどうであったかということになりますが、何点かの指摘・検討事項が付されたことから、現時点では最終的な判定結果ではないことをご承知のうえで、お聞きいただきたいと思えます。

なお、最終的な判定結果につきましては、12月中旬ごろ、12月15日前後には出る予定になっているということで、業者の方から確認を受けております。

まず、診断結果についてご説明しますと、役場庁舎は構造上別棟として事務所棟、それとこの議会棟の2つの建物で構成されております。その両方の建物において構造上安全であるかどうかの判断基準である構造耐震指標のI S値という言葉で表しますが、I S値が役場庁舎などの基準値である0.7をそれぞれ2カ所、2カ所という言い方が正しいかどうかは疑問もあるところですが、2カ所下回る結果となりました。

具体的には事務所棟の2階、南北方向全体でI S値が0.41、1階の東西方向全体では0.55、議会棟の1階南北方向全体で0.66、2階東西方向全体で0.63と、計4カ所のI S値が下回っているということであります。

また、事務所棟におきましては、コンクリートの圧縮試験結果が設計基準強度を下回っていることや、同じくコンクリートの中性化が進んでいると判断される旨の評価が付されておりました。

次に、この診断結果を受けました耐震補強計画について、ご説明申し上げます。まず、事務室棟であります。1階部分では応接室の男子更衣室側と町長室側の壁を耐震補強壁に替え、女子更衣室と浴室の外壁には、耐震スリットという、耐震スリットというのは、要するに隙間を削って作りまして、建物と建物がお互いに揺れた場合に干渉しないようにするためにつくる隙間のことであります。その耐震ス

リットを各1カ所、2階、2カ所ということですね。それと2階部分では第1、第2会議室中廊下側に3本と、大会議室の中庭側の廊下に3本、計6本の鉄骨柱を設け、中庭側の廊下外壁部分には、場所的にはちょうど議会棟へ入ってくる下足入れなんか置いてある場所に窓がありますが、その壁について耐震補強壁1カ所設ける、それと廊下側に耐震スリットを4カ所設置、あと更に追加として、屋上第4会議室脇の外壁に、鉄骨の梁とつけ柱等を設置する補強計画となっております。

また、議会棟は1階部分の建設課事務所内に4カ所の耐震補強袖壁というものを設置する、これと、倉庫外壁部分に耐震スリットを1カ所設ける。2階部分、この場所ですが、議場の東側南北面の開口部ということで、あそこにある、ここにあるこの小さい、細い小さい窓ですが、こちらにつきまして、開口部を閉塞して壁に替えるという補強計画となっております。

なお、これらの耐震補強工事に要する費用につきましては、補強工事に関連した周辺部の仕上げ費用と、別棟扱いで今回調査を行っておりませんが、事務室棟東側の増築部分、1階町長室、応接室、男子更衣室、それと2階の会議室等で、増築してある部分がありますが、あの建物自体は本体、昔に建てた建物とは別棟、要するに構造上つながっていないという建て方がされております。こちらの別棟扱いになっているその増築部分を、当初の古い建物と一体化、要するに梁とかそういったものでつないで、地震なんか起きたときに一体的な揺れが生じるような、そういう一体化をするか、または完全な別棟とするエキスパンションの設置費用まで見込んだ概算額ということではありますが、現段階で、この数字は当然変わってくると思いますが、6,000万円弱が見込まれているということでもあります。

ただし、これはあくまでも概算額であること、それと先ほど申し上げました指摘事項として、特に事務室棟の関係で、補強計画の一部が過大ではないかという指摘も受けておりますので、概算工事費は若干下がるかもしれないことをご承知いただきたいと思っております。

以上、最終的な耐震診断の判定結果は確定しておりませんが、その状況について説明させていただきました。以上です。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） 今、なぐり書きでメモを書いて、それなりの数がありますことは承知できたんですけど、そして、金額も6,000万円弱ということになってい

ます。この金額が実際12月15日に正式なものが出れば、何か若干下がるかなと言ったけど、ま、保証はないわけですよ。逆に増える可能性も含んでいるわけですから、そんなことで話を進めながらということで行きますが、私の思いなんですが、業者サイドから見ますと、コンクリートは約50年近く硬化し、徐々に硬度の数値が下がると聞いています。50年を過ぎたからといって倒れたり崩れたりすることもなく、その後も20年くらいは持つでしょうが、1966年に建てられた庁舎は、先ほど申されたとおり、44年の歳月が流れ、また、当時の耐震基準と現在の基準では、相当数値も変わったものとなっていると思われます。鉄筋の本数、太さにしても、建築基準が変わっていても、何の不思議も持ちませんからね。また、所在地、要は現在位置ですが、昔のことをとやかく言うつもりはありませんが、主要進入路が上りはカーブ、下りは狭い途中進入路がありますが、本進入路においては鋭角になっているというような交通事情になっています。いままで何度追突などの事故が起こったかは存じ上げません。しかしながら、いつそのような事故が起きてもおかしくない状況ではあります。現在、御代田駅北駐車場から庁舎入口までなのか、道路拡幅舗道整備が行われようとしている話も伺っているところではあります。これは先の話になりますが、庁舎が現在の場所に建て替えるにしても移転するにしても、その道路については必要な工事と思われるので、それは進めていただきたいと思います。

また、人に優しいまちづくりを大切に思っている町長の方針からしても、坂道を歩いて役場に来られるご老人、そして車椅子で来られる方は、遠回りして正面玄関に入らなくてはならない現状は、考える必要があると思われます。

また、先ほど保健福祉課のことも同僚議員出ましたが、住民サービスの観点から見ますと、役場庁舎と保健福祉課が別棟というより全く離れた場所にあることにも問題があると思われます。

このように問題点を挙げるとキリがないところではありますが、そして、町民感情からすれば、庁舎建て替えよりまだまだ先にすることがあるのではないかとの思いもございましょう。私自身も、建て替えあるいは移転を早急にすべきと言っているのではなく、庁舎は総務課長おっしゃいましたとおり、災害が起きたときにもっとも安全でなければならない場所の1つであることに間違いはありません。先にも述べましたようなことから、時期的に庁舎建て替えあるいは移転を見据えた検

討委員会的な話し合いの場所が必要になっている時期ではないかと思われま。いずれは何かしらの対応をしなくてはならないことは、多くの方は理解していると思います。問題点はあります。現状の場所に建てるにしても、現在庁舎が利用している土地が、全面積9,000㎡ほどになると聞いています。町独自所有地はその中の3分の1、残りは借地ということであると聞いております。となると、土地の購入その他もろもろもあるでしょうし、基金をいつごろからどのくらいの金額を積み立てていくのか等々、さまざまな問題があります。知恵を出し合って、すばらしい方向を見いださなくてはならないと思っております。このようなことから、町としては、この現在6,000万円で今回は済みますが、今後どうなるかもわからない、そのようなことも踏まえまして、町としては方向性をどんなふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

新庁舎建設に向けての町の考えはということではありますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、耐震補強工事を行うのか、建て替えを検討しなければいけないのか、そういった最終的な判定結果が出ていない状況であります。その最終的な判定結果は出ておりませんが、今回の耐震診断の結果を受けまして、町といたしましては、十分な検討を行う必要があるというふうに考えております。それは耐震診断の結果における評価の部分でも説明させていただきましたが、建物の躯体コンクリートの一部で中性化が進んでいるということでもあります。コンクリートというのは、一般的には、先ほど小井土議員もおっしゃられたとおり、50年ぐらい経過しますと、著しく強度が低下するということではありませんが、確実にその中性化が進んでいきます。本来、コンクリートはアルカリ性となっております。アルカリ性ですが、中性化が進みますと、鉄筋に錆が生じやすくなり、ひどい場合は鉄筋の爆裂症状というようなことも起こすこともあるということでもあります。ですから、鉄筋が錆びることによりまして、建物構造上の強度が低下するということでもあります。

また、経費的な問題もありまして、現状ではその調査のしようがないということではあります。これも指摘事項で付されております。先ほど申し上げましたが、議員の皆さんもこの役場庁舎、議会棟も含めて見ていただくとわかるんですが、躯体コンクリートの上に吹きつけとか、上塗りの仕上げをしております。本来

の躯体の上にまた更にコンクリートの壁が塗られているような状況であります。それと、サイディング張りというんですか、サイディング張りを施してあるため、その外壁の大部分において、クラック、要するにひび割れですね、そのひび割れの状況が確認できない、これは耐震診断を行ううえでも非常にこれも重要な部分なんです、ほとんどもので覆われているため、クラックの状況が確認できていないということであります。このことは、確かに全部ではそのモルタルを削ぎ落として、サイディングを剥いで、それを、ひび割れを見るのかとか、一体、じゃあ幾らかかるんだという話にもなってしまいますので、致し方ない部分ではあります、耐震診断での判定会におきましても、グレーゾーンであることは指摘しておきますよということでお話しております。

議員の皆さんも、この事務室棟の方なんか入っていただくとおわかりになるとおり、建物内部におきましても、ひび割れが生じている箇所があります。また、2階の廊下の一部では、そのコンクリートの躯体のひび割れと思われる、要するに西風の強い夕立なんか降ったときに、2階の廊下のリノリウムの上に、壁を伝わって雨が漏れてくるというような現象も起きております。そういったことから、非常に心配される部分となっております。それに、先ほど耐震補強工事に要する費用の概算額は6,000万円弱を想定している旨ご説明申し上げたところでありますが、他の自治体におきましても、耐震補強工事と併せまして、ほとんどのところが庁舎の大規模改修を行っているところであります。

当町におきましても、庁舎内の見た目の問題という、あまり綺麗じゃないという見た目の問題もありますが、先ほど申されたとおり、玄関の部分の段差解消の問題ですとか、2階へ行くのにエレベーターが未設置であるとか、議会の傍聴席への階段などは、もうその最たるものだと思いますが、住民の皆さんが来庁される際、特にお年寄りや障害をお持ちの方などに対しまして、ご不便を与えております部分の解消など、数え出したら改修しなければならない部分が数多くあるということでもあります。ですから、その費用につきましても見込まなければならないということで、現段階、ちょっと業者の方に相談をしても、最少、やり方次第ですが、最少でも1億円ぐらいはすぐかかってしまうんじゃないかというようなことをお話をしております。ですから、耐震補強工事と合わせますと、何だかんだ言っていると、すぐに2億円近い経費を要することになるということでもあります。

仮に2億円の経費をかけまして耐震補強と大規模改修工事を行ったとしても、最終的にはこの建物があと何年持つかということでありまして。一般的には、耐震補強工事を行う場合におけるその後の耐用年限の目安というものは、20年といわれております。ですから、役場庁舎は災害発生時の対策本部を設置する場所にもなることから、早急に耐震補強工事を実施しなければならない状況にあります。しかしながら、先ほど申し上げました耐震診断の判定状況や躯体コンクリートの一部分で中性化が進んでいることや、50年を前にしても中性化が進んでいるということでもあります。それと、グレーゾーンがあることなどを勘案した場合に、対費用効果の問題など、非常に難しい判断をしなければならないということでもあります。

ですから、町といたしましては、最終的な耐震診断の判定結果を受けまして、耐震補強工事を行うのか、庁舎の建て替えを行うべきなのか、判断するうえにおいて、小井土議員がおっしゃるとおりに、早期に検討委員会組織を立ち上げ、その結論を出していきたいと考えております。当然、その検討委員会組織には、議会議員の皆さまにも加わっていただき、町とともにどうすべきかを検討していただければと思っております。また、建て替えを行うとした結論に至った場合には、新庁舎の建設場所におきましても検討委員会において協議を行い、検討していくことになろうかと思っておりますので、何分よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） グレーな部分があるということで、真剣に深く追求して調べてもらえれば、もう災害本部にはとても使えないような状況に虫が喰っている可能性も含んでいるというふうに理解させていただきます。

このIS値、0.7が基準ということでありましたが、2階南側が0.41と0.55、1階が0.66と0.63というご説明がありましたが、危険度的に考えたら、どの部類に入るんですか。お願いします。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） この役場庁舎というのは、そういった災害の対策本部を設置しなければいけないというような状況もありまして、一般的な建造構造物よりもIS値の基準値が高く設定されております。その数字が0.7は確保しなさいということでもあります。この一般的にすると、ではどういうふうに考えればいいのかということなんです、IS値が0.3というのが、解体を行うかどうかの目安にな

るということであります。ですから、0.3を下回れば、もう解体を検討するようなことになるわけですが、今回、当初0.3近い、中間の報告では、0.3近い数字が出るかもしれないというような、そのコンクリートの強度がちょっと、試験結果が下回ったとか、中性化が進んでいるということがありましたので、そういった、もっとものすごく低い数字が出るかと思ったんですが、一番低い数字で0.41、こちらの議会棟の方は比較的まだ、一部1階部分では先ほど0.66と言いましたけれども、部分的には0.51という場所もありますけれども、この4カ所の部分でNGが出ているということでありますから、即その0.3というものよりは、多少数字がまだ良くなっておりますから、即解体ということにはならないと思えますけど、50年経過する前から一部で中性化が進んでいる、何度も同じことの繰り返して申しわけないのですが、非常にグレーゾーンがあるということであります。これは、外壁が見れない状態なので致し方ないことなんですけど、内壁にひびが出ているということは、当然外壁の外から見ても出ているものと思われるということでありまして、非常に判断基準難しいところでありますから、その検討委員会組織において、その専門業者の方も交え、議会の皆さんを交え、どうしていくことが御代田町にとって最善の方策なのかということも早急に結論を出していかなければいけないと、以上、考えております。

○議長（柳澤 治君） 小井土哲雄議員。

○2番（小井土哲雄君） おおよそ内容は理解いたしました。

総務課長、おっしゃったとおり、時期的にコンクリートも中性化しているということで、これから、一番悪いところでさっきのIS値が0.41ということで、限りなく解体の0.3に近いような場所もあるわけで、ポイントポイントで今の技術だから直していっても20年やそこらは持つかもしれませんが、これは検討委員会の中で話し合っ、知恵を出し合っ、町民の皆さまの感情もあるとは思いますが、災害本部として、また御代田町の顔として、いずれは建て替えになる話なもので、今日はその話ではないのですが、すばらしい町のためになるような方向に導いていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） 以上で、通告6番、小井土哲雄議員の通告のすべてを終了いたします。

以上で、本日の議事日程を終了いたします。

明日は引き続き一般通告質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時20分